

日の出町
地域福祉計画



日の出町イメージキャラクター
「ひのでちゃん」

令和3年3月
日の出町

はじめに

近年、世界に類を見ないスピードで進展する少子高齢化、家族の在り方の変化等、福祉に関する課題が多様化・複雑化しています。また、地域における支え合いや、暮らしの中での人のつながりが希薄化し、悩みごとや困りごとを抱える人が地域から孤立してしまうことも懸念されています。

こうした背景の中、国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が提唱され、その実現に向けた取組が進められています。

本町では、平成27年3月に「みんなでつくろう 住みよい 日の出町！」を基本理念とする「日の出町地域保健福祉計画」を策定し、地域の保健・福祉の推進を図ってまいりました。

この度、地域社会を取り巻く変化を踏まえながら、町民の皆様とともに、すべての人が地域で主体的に活動し、互いに支え合えうことのできるまちづくりに向けた取組を推進していくことを目指し、「日の出町地域福祉計画」を策定いたしました。

今後も、この計画に基づき、地域福祉を一層推進してまいりますので、町民の皆様には、計画の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました日の出町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や、さまざまな機会を通じてご協力をいただきました町民の皆様から感謝を申し上げます。

令和3年3月

日の出町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 策定の背景と目的	3
第2節 地域共生社会とは	4
第3節 地域福祉とは	6
第4節 計画の性格と位置づけ	7
第5節 計画の期間	8
第6節 計画策定の方法	9
(1) 会議体による計画内容の審議	9
(2) アンケート調査による町民ニーズの把握	9
(3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施	9
第2章 日の出町の現状と課題	11
第1節 統計から見る本町の状況	13
(1) 人口及び世帯の状況	13
(2) 少子高齢化の状況	14
(3) 障がいのある人の状況	17
(4) 生活保護世帯の状況	19
第2節 地域福祉に関するアンケート調査から見る課題	20
(1) 近所付き合い・地域での交流	20
(2) 地域での活動について	24
(3) 防災について	27
(4) 本町の地域福祉施策について	29
第3節 前計画の総括	35
第3章 計画の基本的な考え	41
第1節 基本理念	43
第2節 基本目標	44
第3節 施策体系	45
第4章 施策の展開	47
基本目標1 地域を支え、福祉を広げる人づくり	48
第1節 地域福祉の人材の充実	48
第2節 心と体の健康づくり	50
第3節 生きがいづくり・社会参加の充実	52
基本目標2 お互いに見守り支え合う地域づくり	54
第1節 ユニバーサルデザインのまちづくり	54
第2節 安全・安心のまちづくり	56
第3節 地域交流や団体活動への支援の充実	58

基本目標3 すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり	60
第1節 福祉サービスを適切に利用できる体制の構築	60
第2節 セーフティネットの充実	62
第3節 権利擁護の推進	64
第5章 計画の推進	67
第1節 計画の推進	69
第2節 計画の進行管理	69
資料編	71
(1) 日の出町地域福祉計画策定委員会設置要綱	73
(2) 日の出町地域福祉計画策定委員名簿	74
(3) 策定経過	74
(4) 用語集	75

○本文中で「*」が付いている文言は、75頁の「用語集」に説明を記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 策定の背景と目的

近年、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉等も影響を受けており、個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍化等、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題です。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム*」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組がはじまりました。

地域共生社会の実現には、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法*が改正され、平成30年4月には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

また、今後は新型コロナウイルス感染症対策等への対応を踏まえ、「新しい生活様式」に順応していくことが求められます。感染症の拡大等で、対面でのつながりが困難な場合にも、自分らしく生き生きと暮らせるよう、新たな生活様式やスタイルを模索していく必要があります。

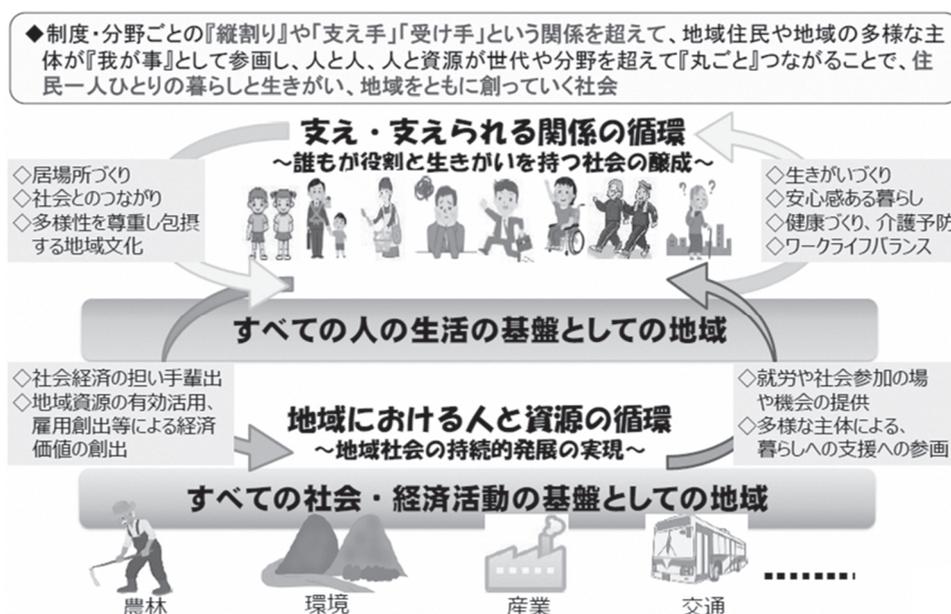
本町では、平成28年3月に「みんなでつくろう 住みよい 日の出町！」を基本理念とする「日の出町地域保健福祉計画」（以下、「前計画」という）を策定し、町民とともに地域保健福祉の推進に取り組んできました。また、同時に町民の健康増進を総合的かつ効果的に推進するため、保健分野の計画として「日の出町健康増進計画」を策定しました。

この度、令和2年度末を以て、前計画の計画期間が終了することから、今日の社会的潮流及び今後の町の中長期的な情勢等を見据え、改定を行います。なお、本計画については、本町における保健福祉施策における上位計画と位置付けることから、保健分野の計画である「日の出町健康増進計画」との内容の重複をさけつつ、「日の出町地域福祉計画」（以下、「本計画」という）として策定します。

第2節 地域共生社会とは

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

【「地域共生社会」とは】



出典：厚生労働省

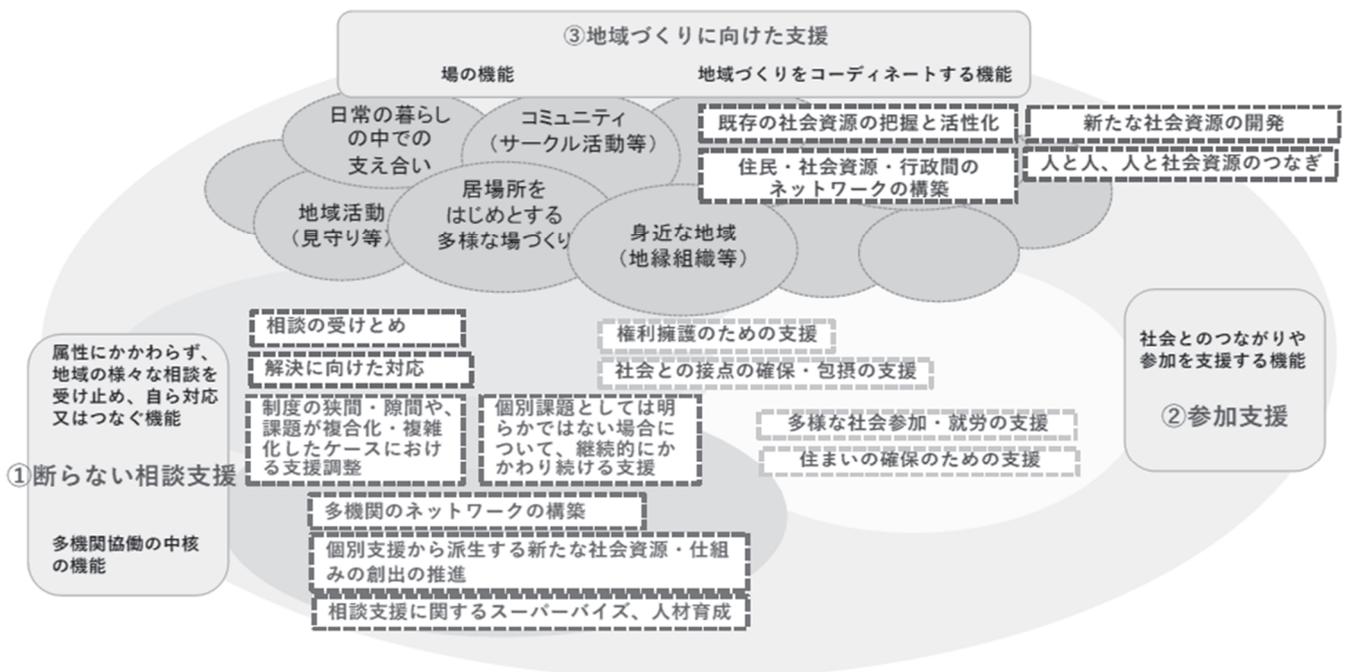
地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法*第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とうたわれており、町は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

また、地域福祉の新たなアプローチとして、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自立的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。

そのためには、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、3つの支援、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

【新たな包括的な支援の機能等について（イメージ図）】



出典：厚生労働省

以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和2年6月の社会福祉法*改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるとともに、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求めました（第6条第2項）。

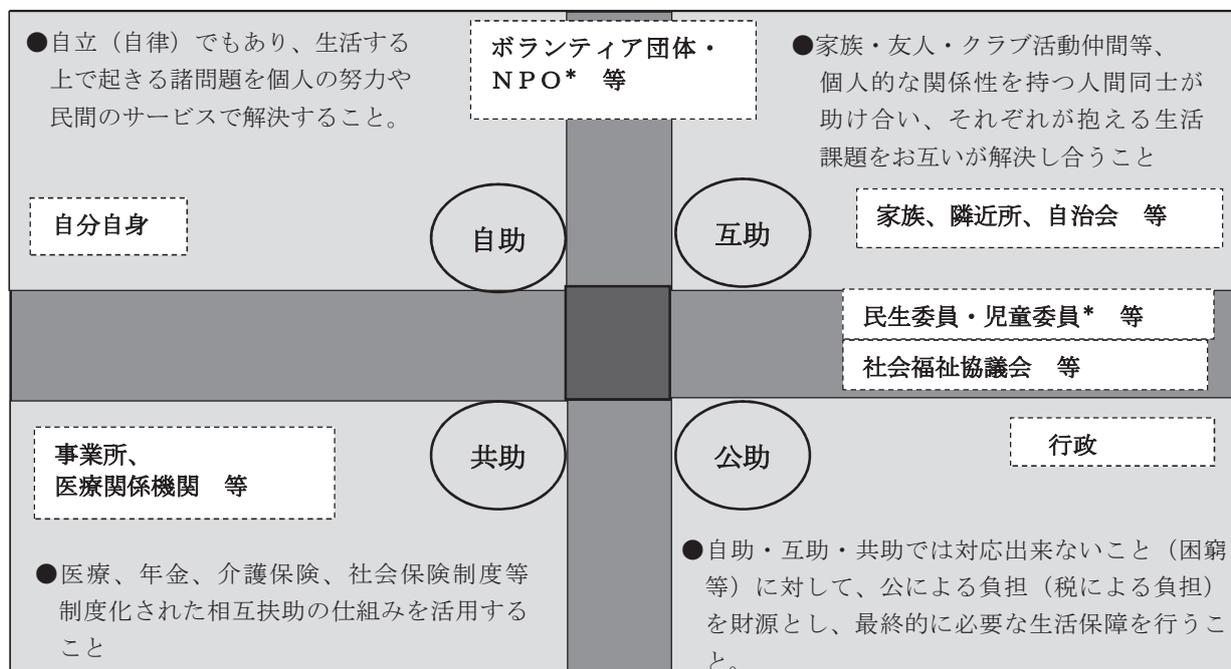
また、包括的な支援体制の整備にあたって、社会福祉法*に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第106条の4）。

第3節 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

そのため、本計画は、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」をつくり、地域の生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なり合いながら組み合わせられた福祉を実現していくための方向性を示す計画となります。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の関係図

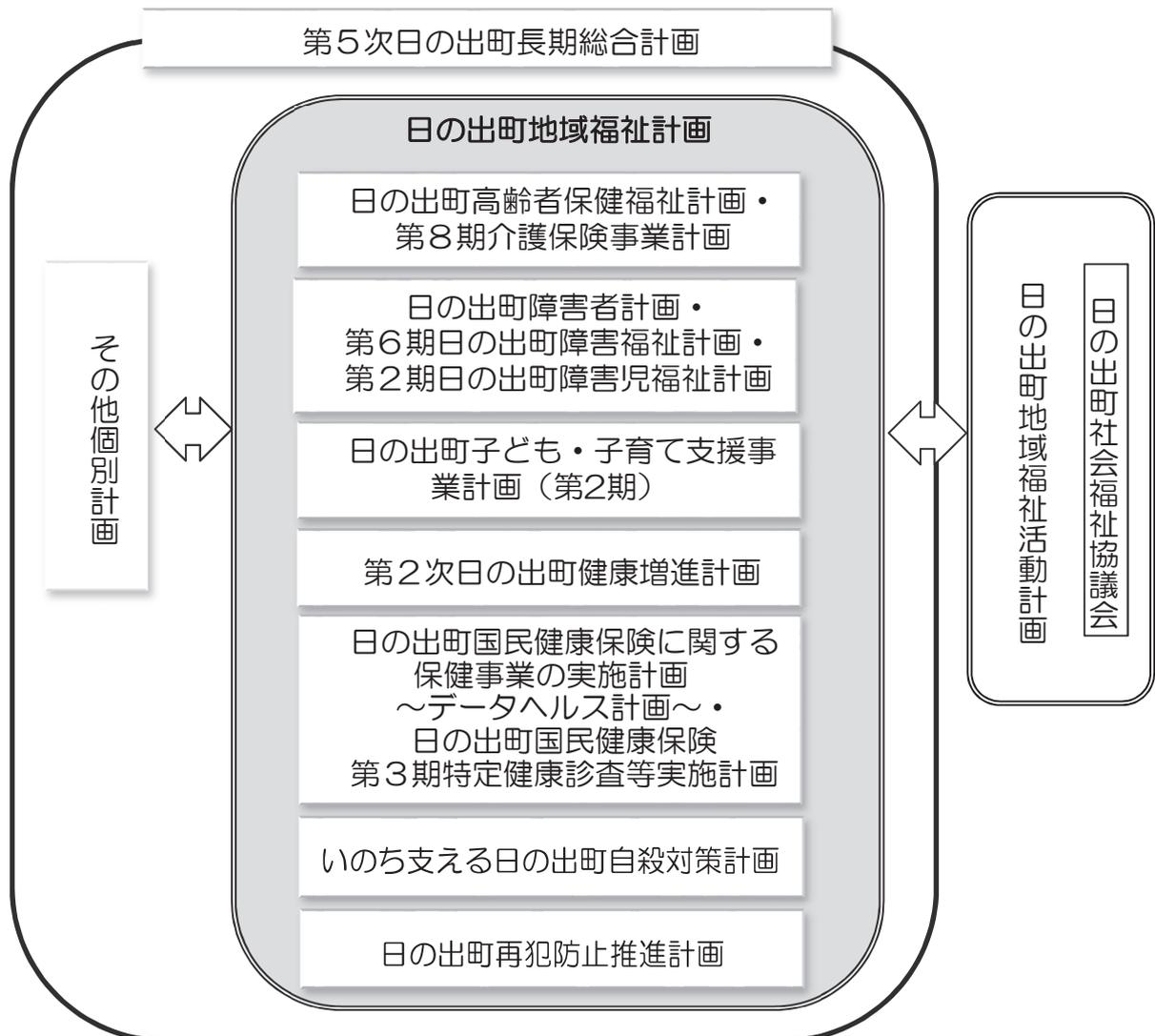


第4節 計画の性格と位置づけ

本計画は、社会福祉法*第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画であり、第5次日の出町長期総合計画を上位計画として、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて策定します。また、国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画や、町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

本計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画として、既存の各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、特定健康検査・特定保健指導実施計画）を包括し、策定します。なお、本計画は、再犯防止推進法の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、再犯防止に関する施策を取りまとめた「日の出町再犯防止推進計画」も内包します。

本計画を受け、日の出町社会福祉協議会が、具体的な福祉の活動計画として地域福祉活動計画を作成します。活動計画では、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携等、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていくための行動的な施策や事業を行っていきます。



第5節 計画の期間

本計画の期間（日の出町再犯防止推進計画を含む）は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年
第4次長期総合計画			第5次長期総合計画							
地域保健福祉計画（前計画）				地域福祉計画（本計画）						
		高齢者 保健福祉計画・ 第7期 介護保険事業計画		高齢者 保健福祉計画・ 第8期 介護保険事業計画						
		障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画		障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画						
第1期 子ども・子育て支援 事業計画			第2期 子ども・子育て支援 事業計画							
第1次健康増進計画				第2次健康増進計画						
		日の出町国民健康保険に関する 保健事業の実施計画 ～データヘルス計画～・ 日の出町国民健康保険 第3期特定健康診査等実施計画								
				いのち支える日の出町 自殺対策計画						

第6節 計画策定の方法

(1) 会議体による計画内容の審議

○日の出町地域福祉計画策定委員会

改定作業を円滑に行うため、日の出町地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、高齢・障がい・児童の各分野の福祉に関わる関係機関の代表者と、福祉関係団体の代表者が、計画の改定にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

(2) アンケート調査による町民ニーズの把握

○地域福祉に関するアンケート調査（町民対象）

日の出町地域福祉計画の改定に向け、近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する事等について意見や要望を把握し、施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として、町内に住所のある満18歳以上の町民1,000名を対象に、令和2年7月31日から令和2年8月16日まで町民アンケートを実施したところ、461人（回答率46.1%）から回答を得ました。

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く町民の意見や要望等を収集するため、令和3年1月18日から令和3年2月1日まで意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

受付方法：閲覧所に備え付けまたは町ホームページからダウンロードした意見用紙に必要事項を記入の上、子育て福祉課地域支援係に直接持参または郵送・FAX・メールにて提出。

周知方法：町広報誌およびホームページ

素案閲覧方法：子育て福祉課地域支援係窓口、町ホームページおよび図書館

意見提出者：1人

意見数：3件

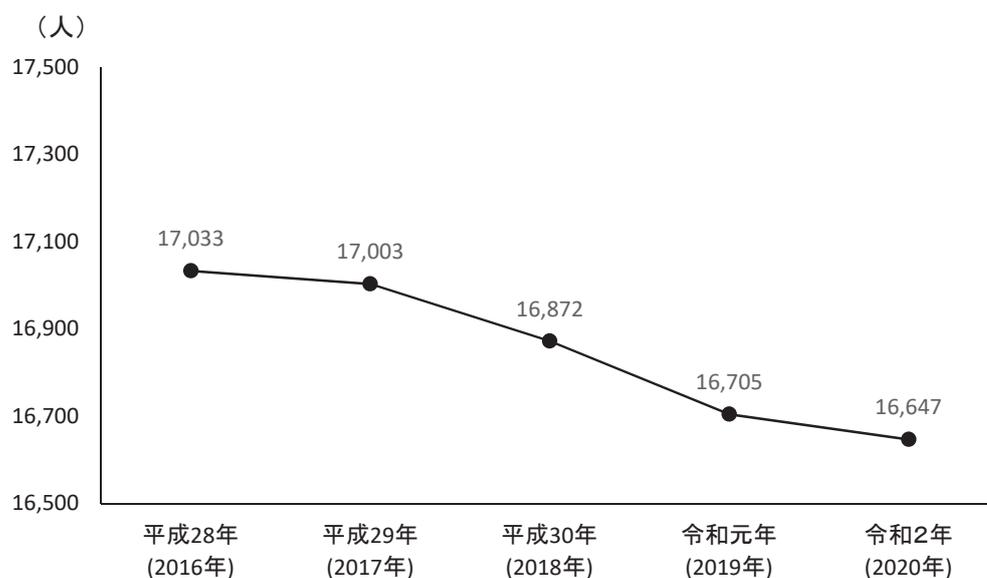
第2章 日の出町の現状と課題

第1節 統計から見る本町の状況

(1) 人口及び世帯の状況

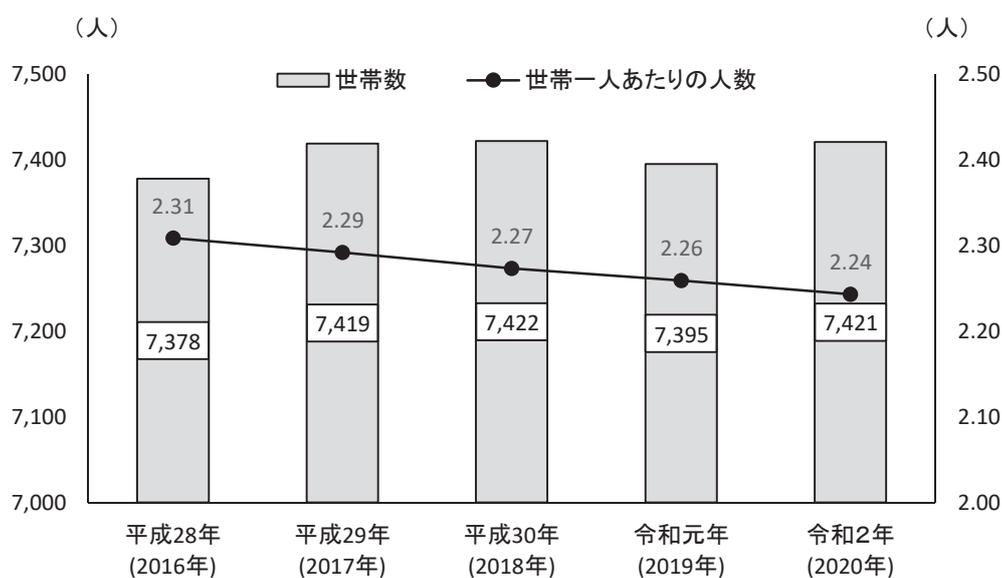
本町の人口は、減少の傾向にあり、直近4年間で386人減少しています。人口減の一方、世帯数は、おおよそ横ばいの傾向となっているため、世帯一人あたりの人数も減少傾向にあります。

■ 総人口の推移



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

■ 世帯数・世帯一人あたりの人数

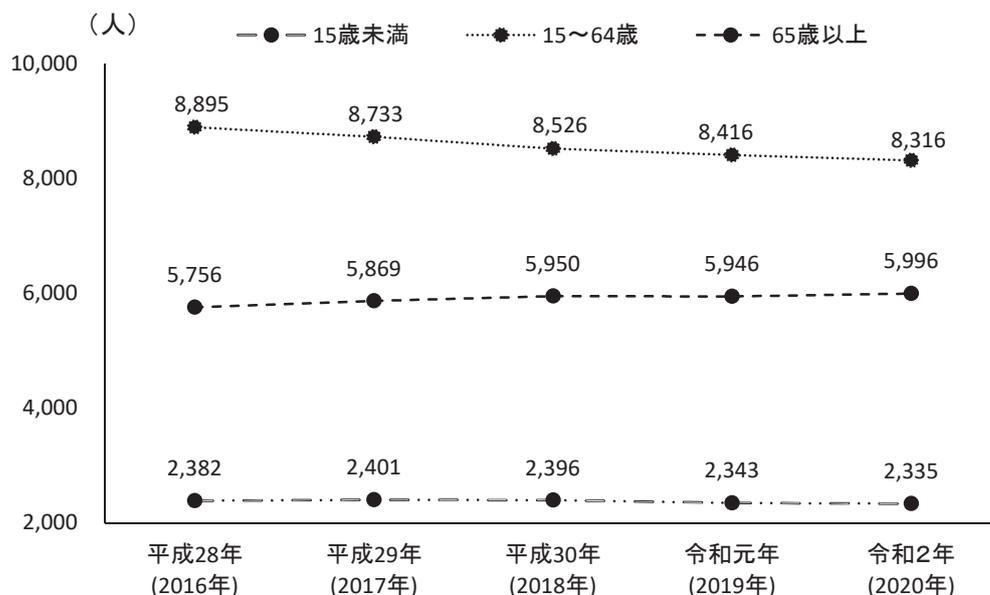


資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

(2) 少子高齢化の状況

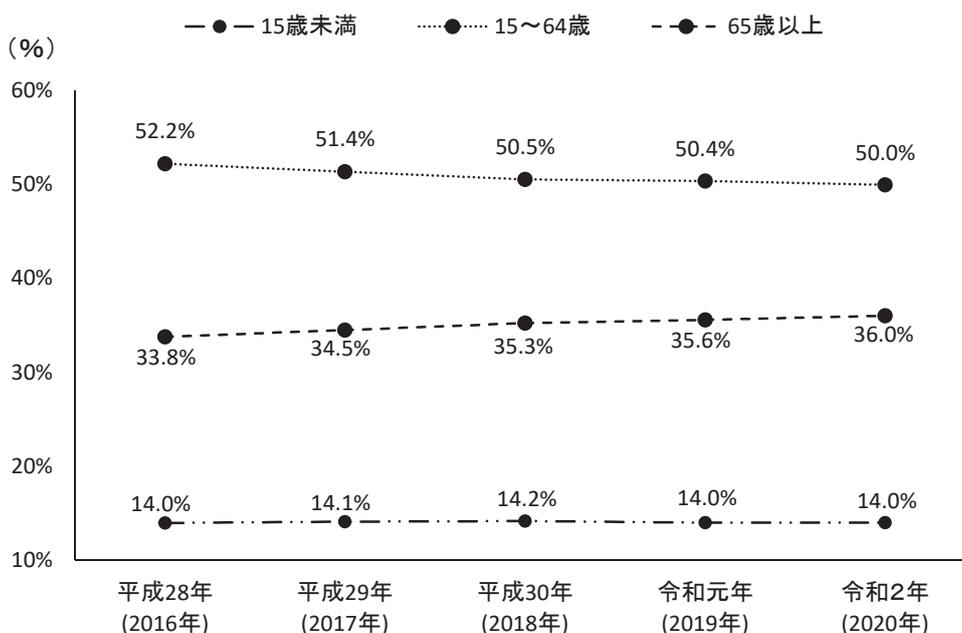
本町の15歳未満の年少人口は、直近4年間、おおよそ横ばいとなっています。これに対し65歳以上の高齢者人口は240人増加し、2.2ポイント上昇しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

■年齢3区分別人口の推移（割合）

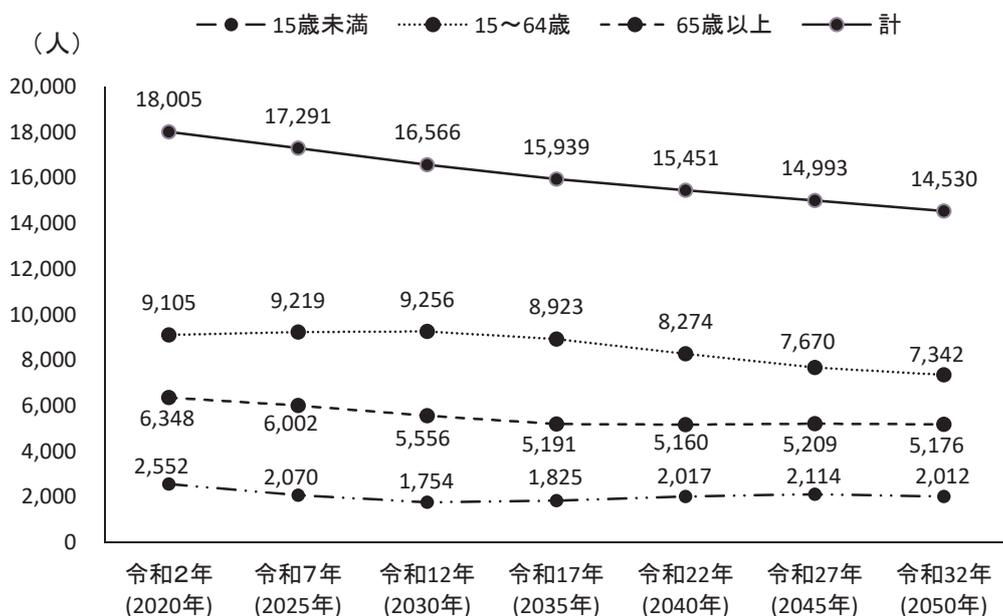


資料：同上

本町の人口推計によれば、今後も人口は減少することが予測されます。令和2年から令和32年までの間に総人口は3,475人減少し、19.3%落ち込むことが見込まれます。

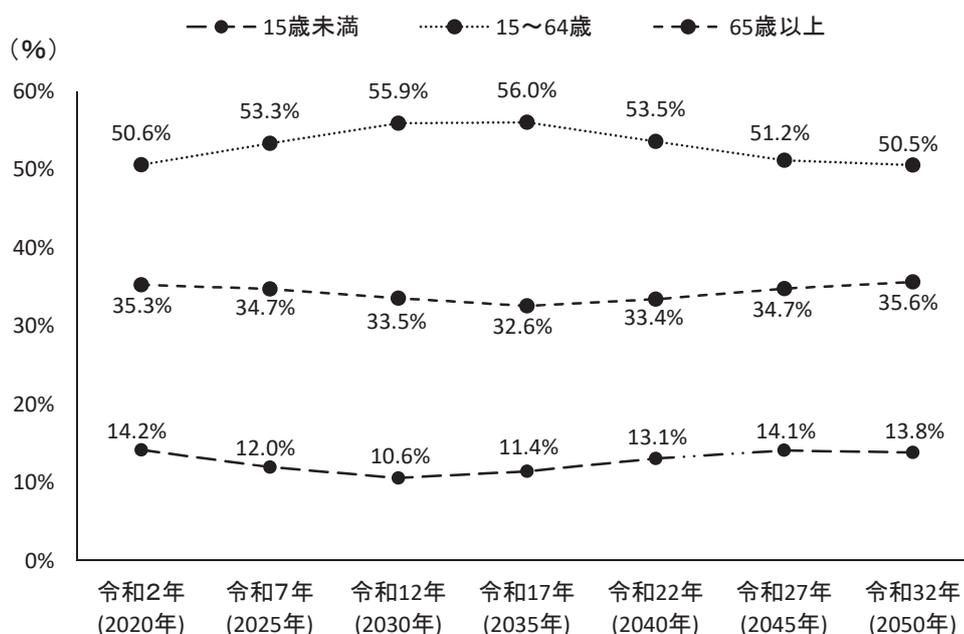
また、年齢階層別に見ると、高齢化率は令和2年から令和17年までは減少傾向ですが、令和17年以降再び増加傾向に転じる予想となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：日の出町人口ビジョン及びまちひとしごと総合戦略（各年10月1日現在）

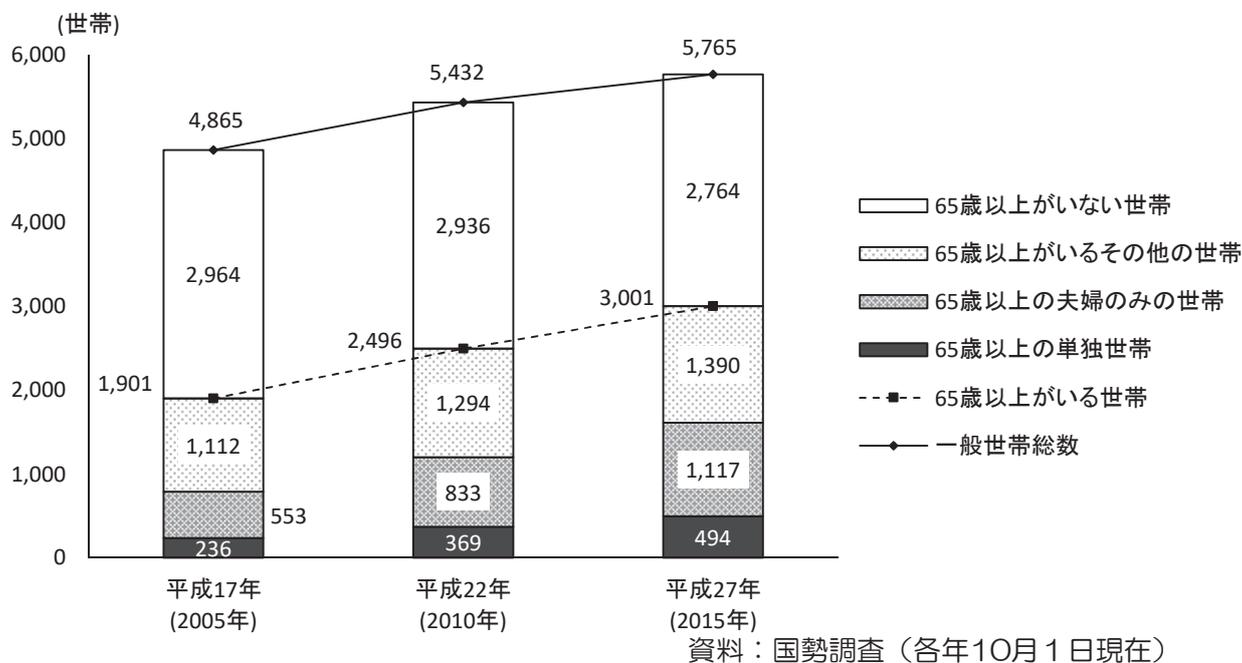
■年齢3区分別人口の推移（割合）



資料：同上

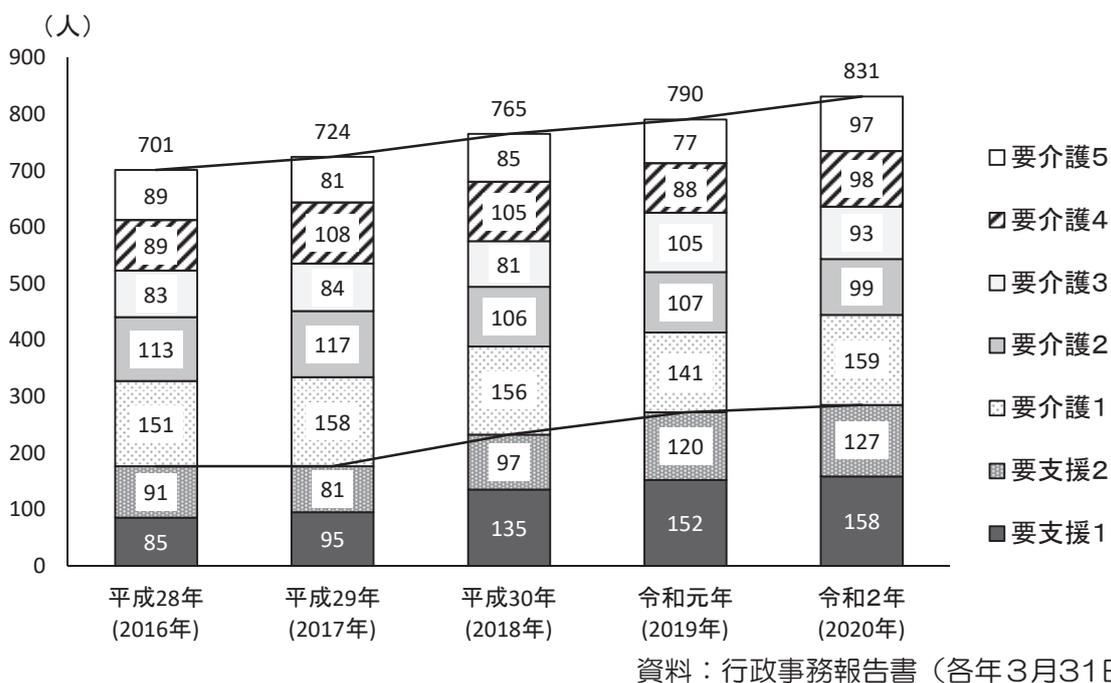
本町における高齢者のいる世帯は、平成17年（1,901世帯）から平成27年（3,001世帯）の10年間で1,100世帯増えて、世帯全体に占める割合も高くなっています。特に、高齢者独居世帯は258世帯、高齢者夫婦のみの世帯は564世帯増加しています。

■世帯類型別の高齢者世帯数の推移



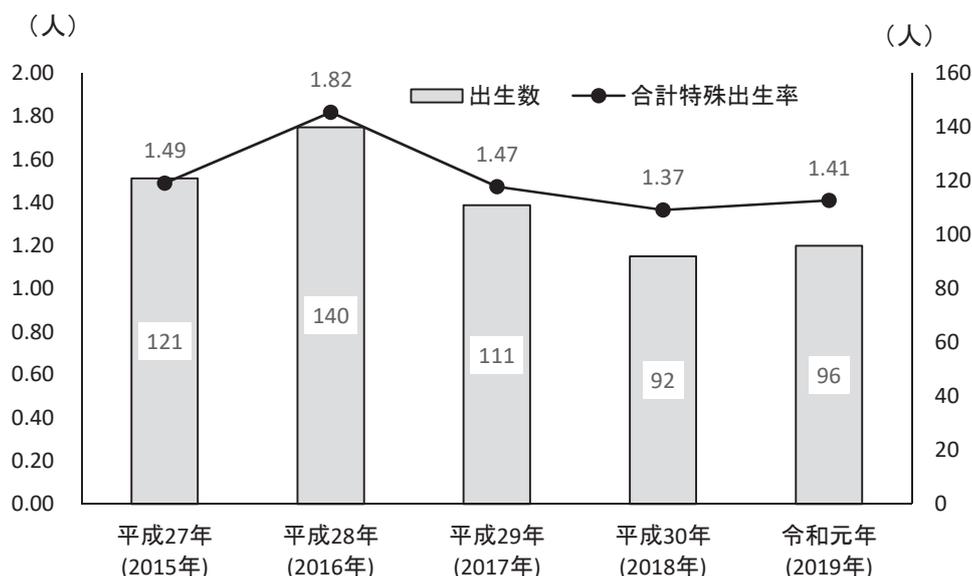
本町では、高齢者の人口増加とともに要支援・要介護認定を受けている人も増加し続けています。直近4年間に、要支援・要介護認定者の総数は、130人増加しています。

■要支援認定者・要介護認定者数の推移



本町の令和元年における出生数は96人、合計特殊出生率は1.41人であり、平成28年から30年まで減少していましたが、令和元年にやや増加しました。

■出生数・合計特殊出生率の推移

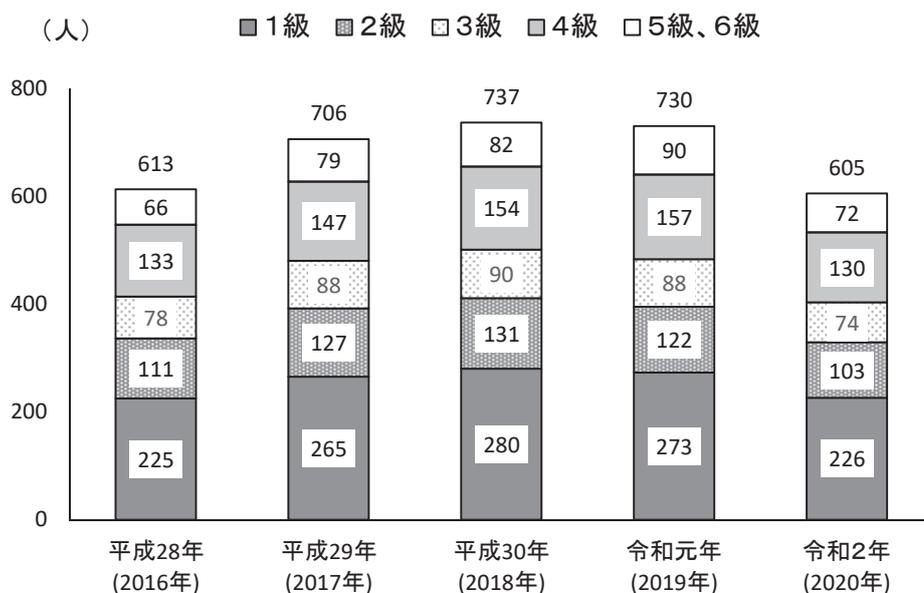


資料：東京福祉保健局「人口動態調査」（各年の1月1日から12月31日までの人数）

(3) 障がいのある人の状況

本町の身体障害者手帳所持者は、令和2年が605人であり、平成30年まで増加傾向にありましたが、以降減少しています。*

■身体障害者手帳所持者数の推移



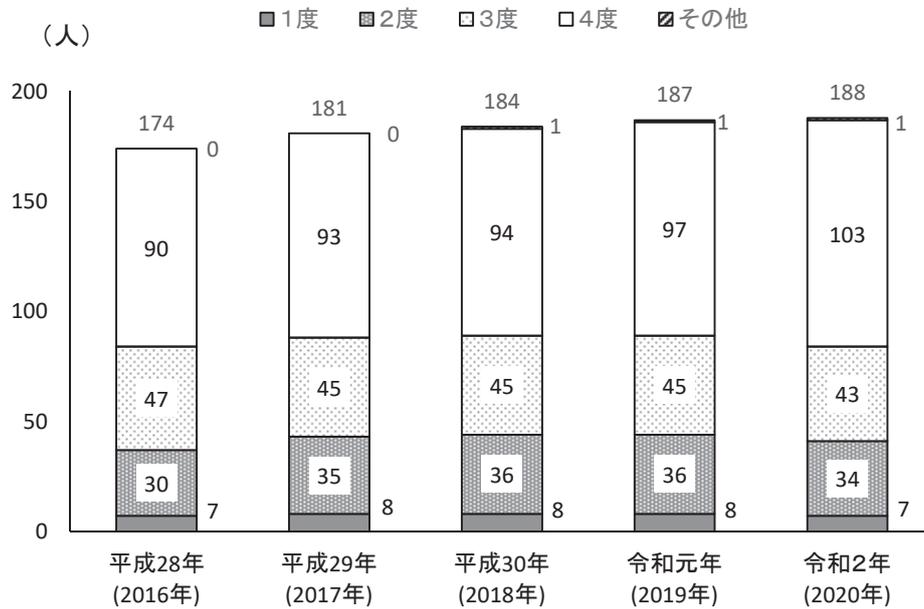
資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

※令和元年から令和2年の間における身体障害者手帳所持者の減少については、それまでに亡くなられた方であっても手帳が未返還の場合、人数がそのまま加算され続けていたため、令和元年度に実態を調査し、届出及び手帳返還なくとも職権でその登録を抹消した結果、100人程度の減少となっています。

第2章 日の出町の現状と課題

本町の愛の手帳（療育手帳）所持者については、平成29年以降、180人以上で推移しており、令和2年に最多となっています。

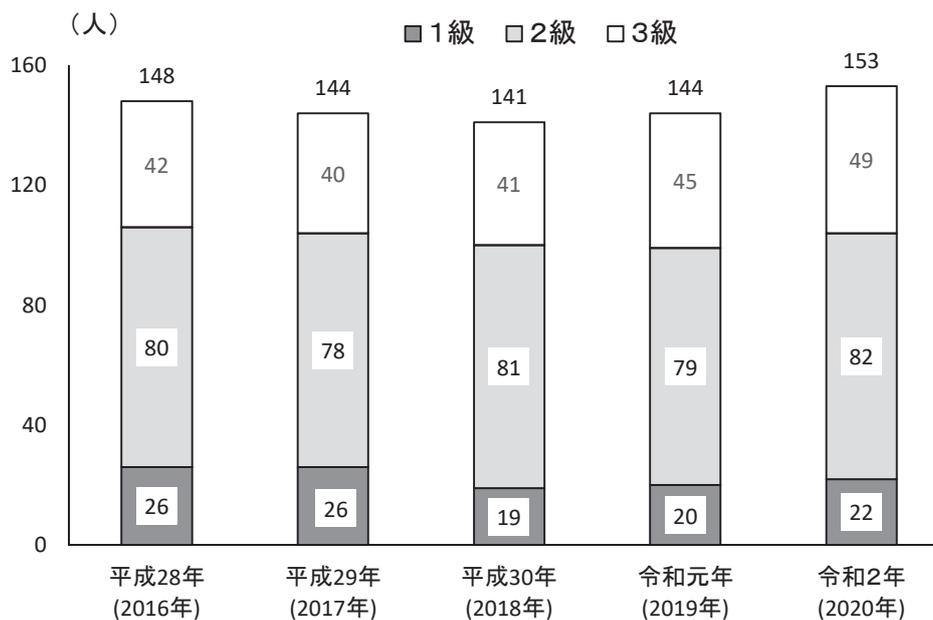
■愛の手帳（療育手帳）所持者数の推移



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成28年以降、140人以上で推移しており、令和2年に最多となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

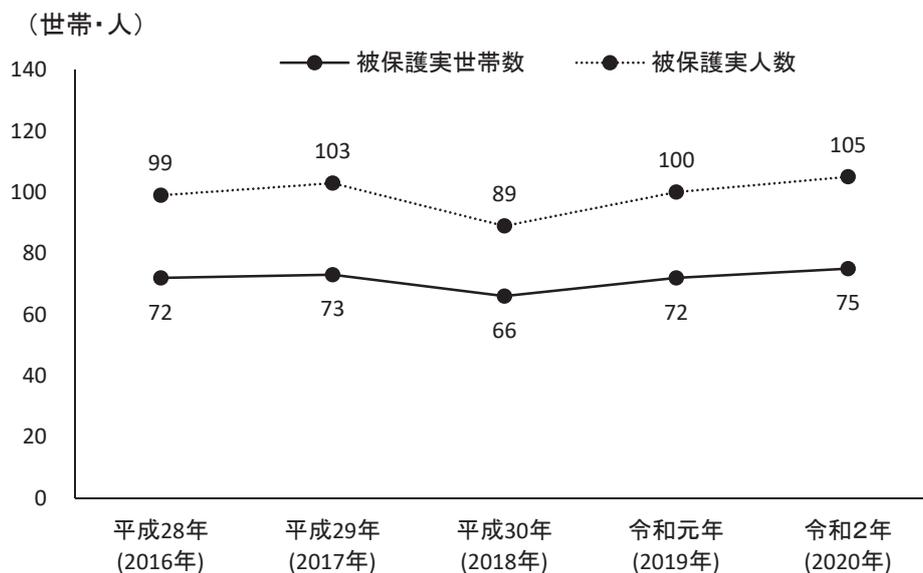


資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

(4) 生活保護世帯の状況

本町の生活保護受給世帯数及び受給者数は、直近4年間、受給世帯は70世帯前後、受給者は100人前後で推移しています。

■生活保護受給世帯数及び受給者数の推移



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

第2節 地域福祉に関するアンケート調査から見る課題

日の出町地域福祉計画の改定に向け、近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関すること等について意見や要望を把握し、施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として、町内に住所のある満18歳以上の町民1,000名に対し、「地域福祉に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

アンケート調査の概要については、下記のとおりです。

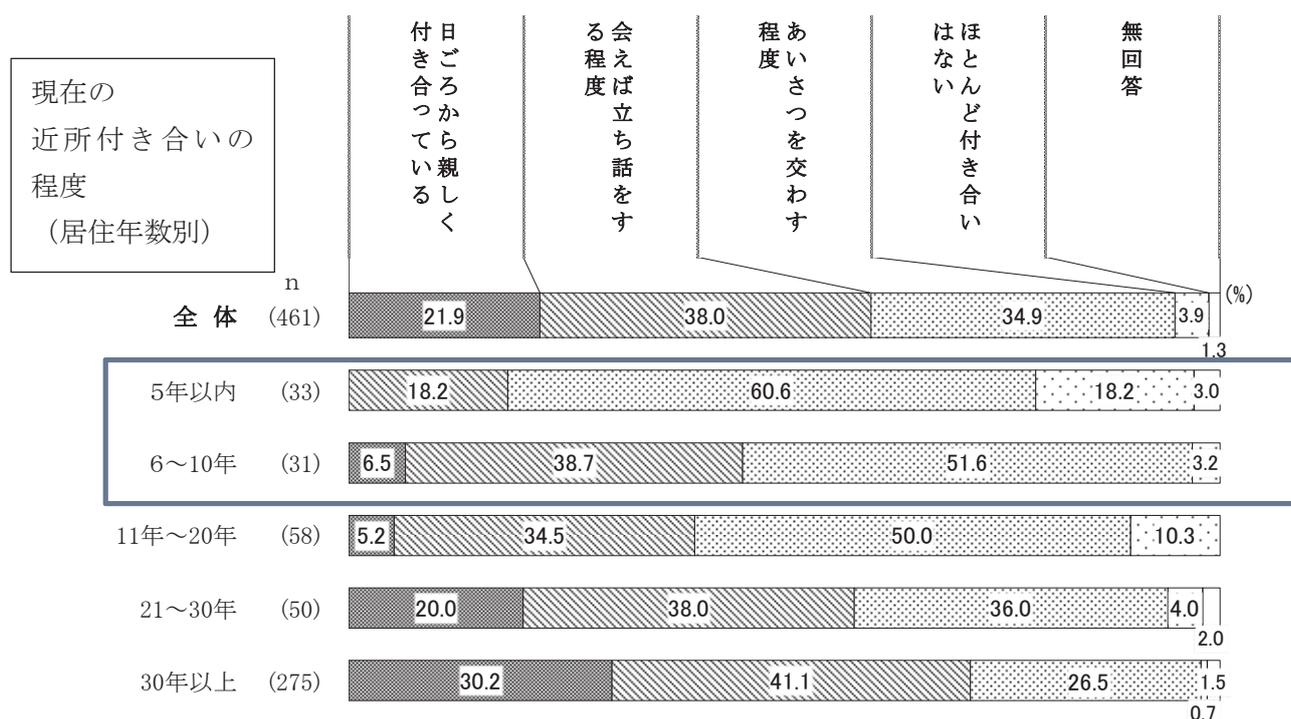
■調査の概要

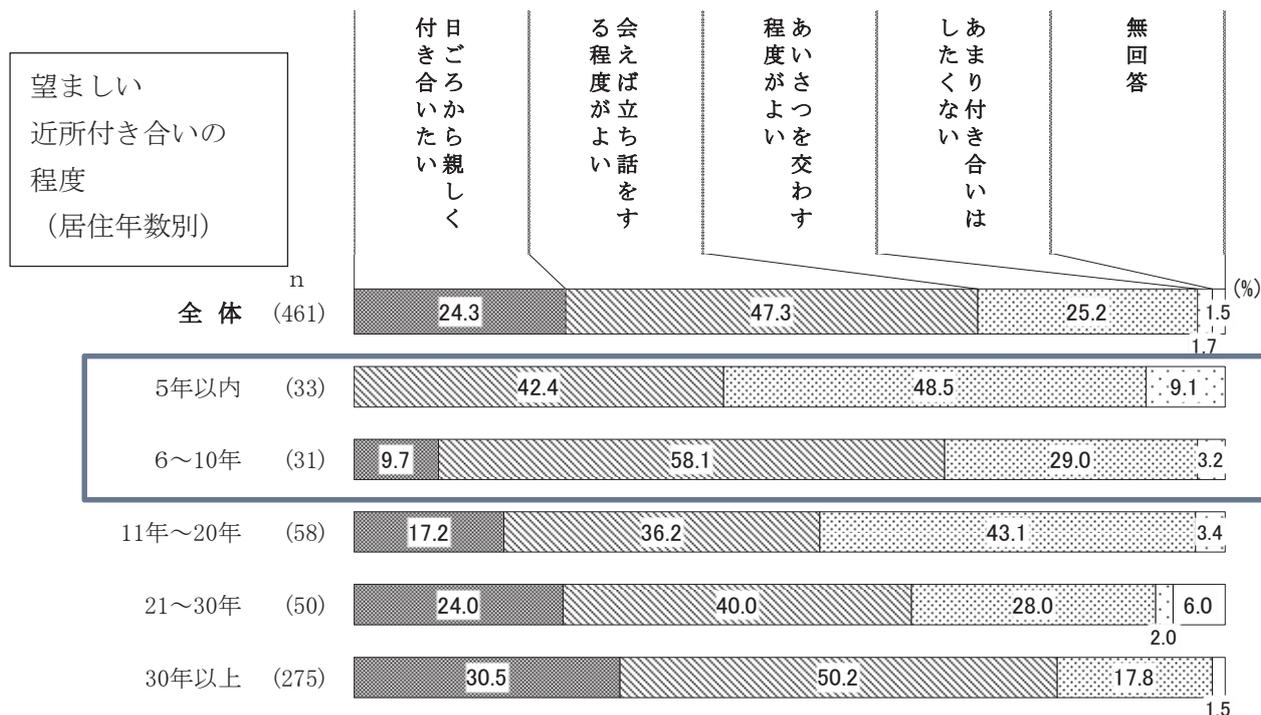
実施時期	発送数	回収数	回収率
令和2年7月31日（金）～8月16日（日）	1,000件	461件	46.1%

（1）近所付き合い・地域での交流

現在の近所付き合いの程度では、「会えば立ち話をする程度」が4割近く、「あいさつを交わす程度」が3割半ばで、「ほとんど付き合いはない」は非常に少数にとどまっています。一方、望ましい近所付き合いの程度では、「会えば立ち話をする程度がよい」が5割近く、「あいさつを交わす程度がよい」が2割半ばで、全体的にもう少し親しく付き合いたい人が多いことがうかがえます。

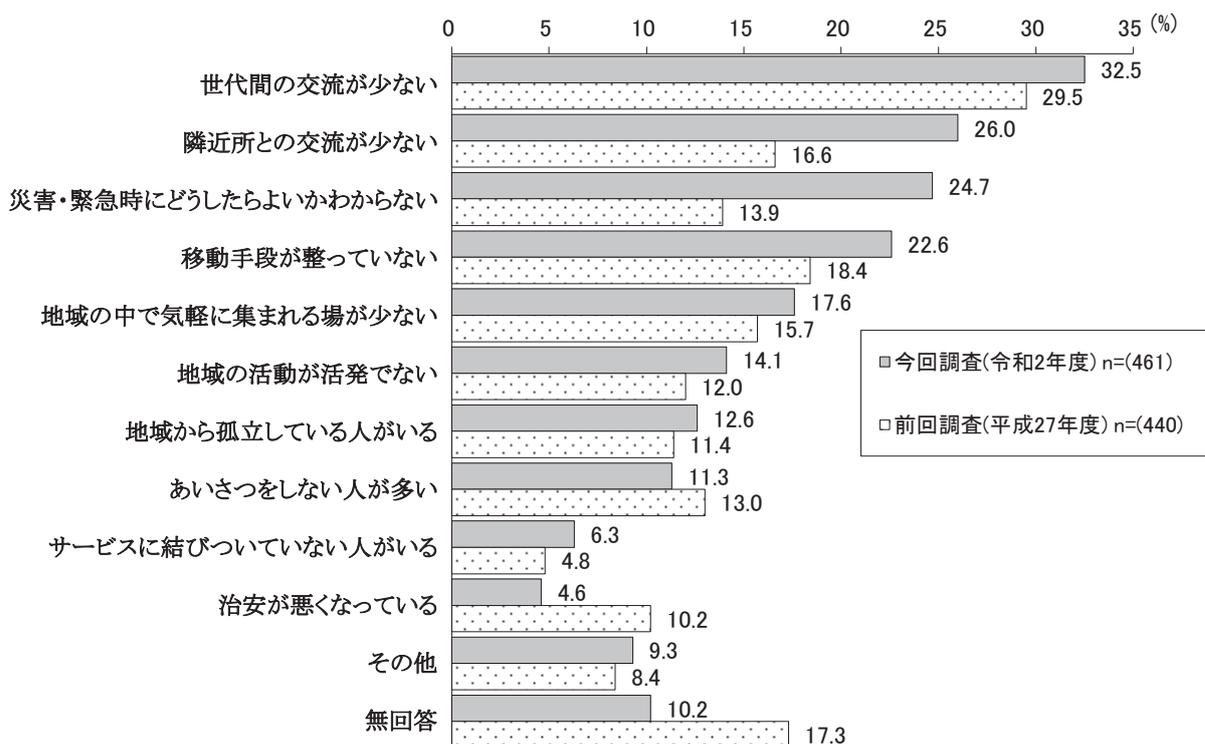
居住年数別で見ると、居住年数が短いほど、実際の近所付き合いの程度は疎遠になっています。しかし、居住年数が10年以内の人に注目すると、「会えば立ち話をする程度」の付き合いを望ましいと考えている割合は、現状より2割程度高くなっており、町に新しく転入してきた人たちと交流を育むきっかけづくりが重要となっています。





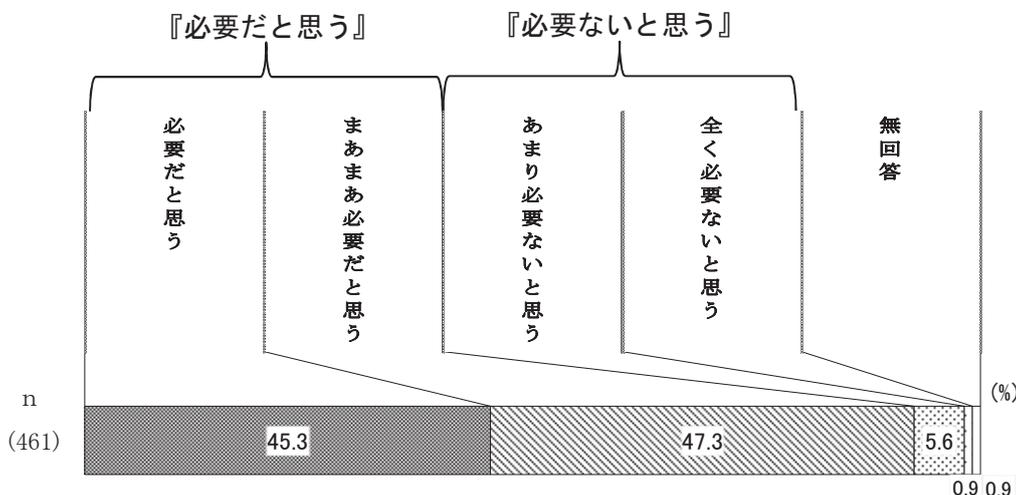
住んでいる地域の課題では、「世代間の交流が少ない」(32.5%)、「隣近所との交流が少ない」(26.0%)が上位2つで高くなっており、地域における交流が課題となっています。前回調査と比較すると、「隣近所との交流が少ない」については、9.4ポイント高くなっており、5年前に比べて、交流が希薄化している現状がうかがえます。

【住んでいる地域の課題：経年比較】



地域の人との付き合いや関わりの必要性について聞いたところ、「必要だと思う」と「まあまあ必要だと思う」を合わせた『必要だと思う』は9割を占めています。

【地域の人との付き合いや関わりの必要性】



地域の人にしてしてもらいたいことについて聞いたところ、「災害時の手助け」と「安否確認の見守り・声かけ」が特に高くなっています。反対に、地域の人にできると思うことについて聞いたところ、こちらも「災害時の手助け」、「安否確認の見守り・声かけ」が特に高くなっています。助け合いのできることに、してほしいことの要望は同じであることがうかがえます。

【地域の人にしてしてもらいたいこと・地域の人にできると思うこと】

上位3位の比較	第1位	第2位	第3位	第4位
してもらいたいこと	災害時の手助け (51.6%)	安否確認の 見守り・声かけ (49.5%)	急病時の対応 (46.9%)	ちょっとした 買い物 (31.0%)
できると思うこと	安否確認の 見守り・声かけ (54.2%)	災害時の手助け (39.7%)	ちょっとした 買い物 (36.4%)	急病時の対応 (31.2%)

【総括】

現在の近所付き合いの程度では、「会えば立ち話をする程度」が最も高く、地域の希薄化が叫ばれる昨今において、ある程度のつながりが維持されています。しかし、地域の交流が少ないと感じている人の割合は、5年前に比べて約1割増えており、そのつながりも希薄化していることがうかがえます。また、居住年数の短い、いわゆる「新住民」の人が、地域の中で疎遠であることがうかがえます。

その一方で、居住年数の短い方でも、より積極的な付き合いを望む層が一定数いることや、地域の人との付き合いや関わりが必要だと感じている人は9割を占めていることから、近所付き合いのきっかけづくり、機運を醸成するための仕組みづくりによって、地域でのつながりが維持され、地域福祉への意識につながることも見込まれるため、積極的な働きかけが重要です。

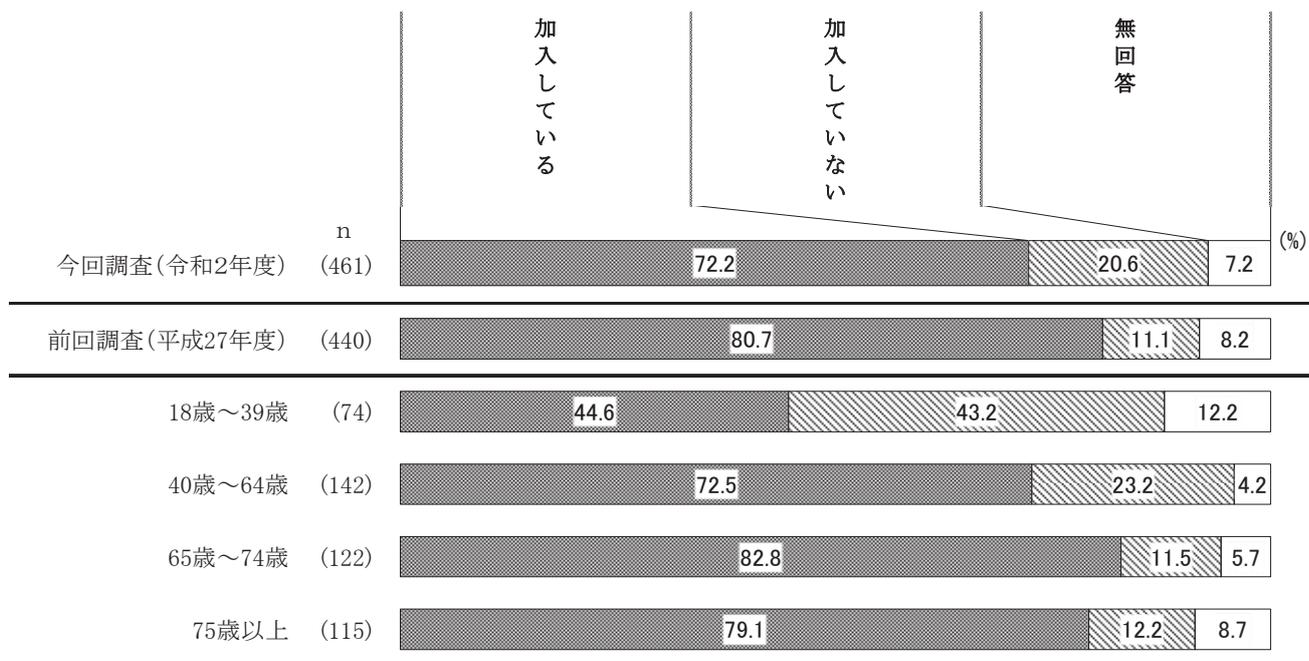
また、地域の助け合いでできることと、してほしいことの要望（「災害時の手助け」、「安否確認の見守り・声かけ」）は同じであることがうかがえます。両者の二ーズを地域の中でどのようにつなげていくかが、交流や地域福祉活動の促進に向けて重要な課題といえます。

(2) 地域での活動について

自治会への加入では、「加入している」が72.2%でした。前回調査と比較すると、8.5ポイント低くなっています。

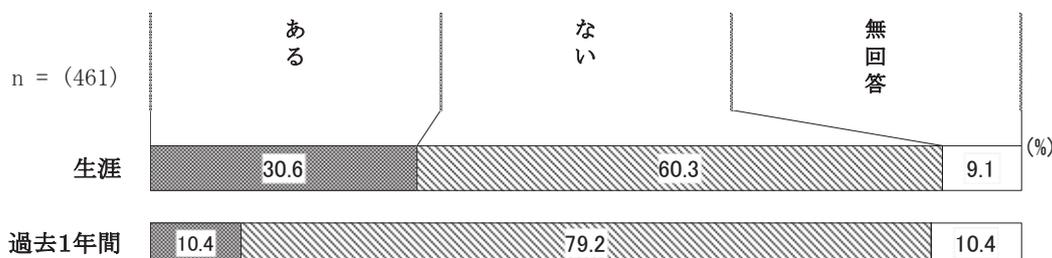
また、年齢別で見ると、18歳～39歳の加入率は半数以下となっています。

【自治会の加入率：経年比較・年齢別】



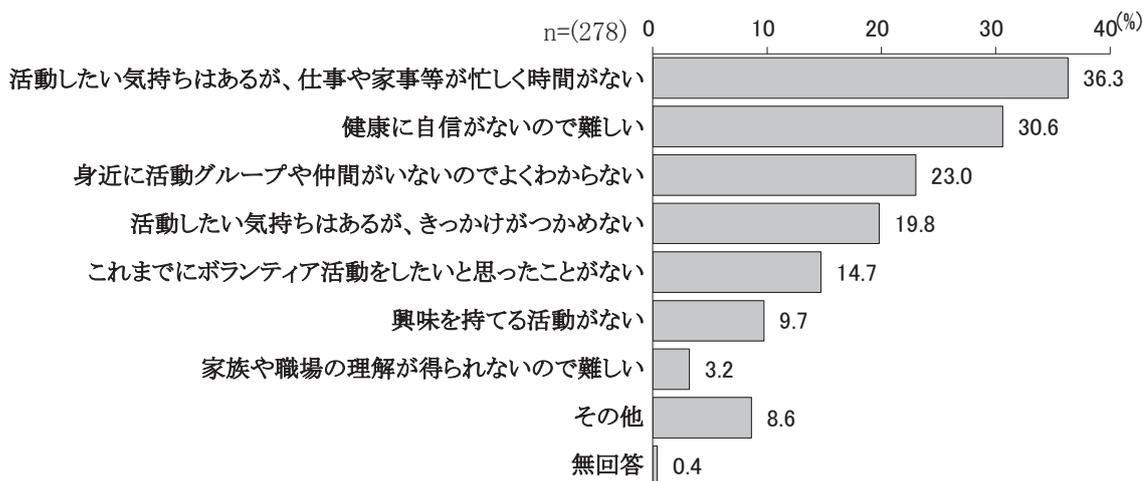
福祉に関するボランティア活動への参加経験については、生涯で参加したことが「ある」と回答した人が約3割となっています。最近1年間に絞って見ると、「ある」は約1割であり、継続して、あるいは、頻繁に活動している人は少数であることがうかがえます。

【ボランティアの参加経験】



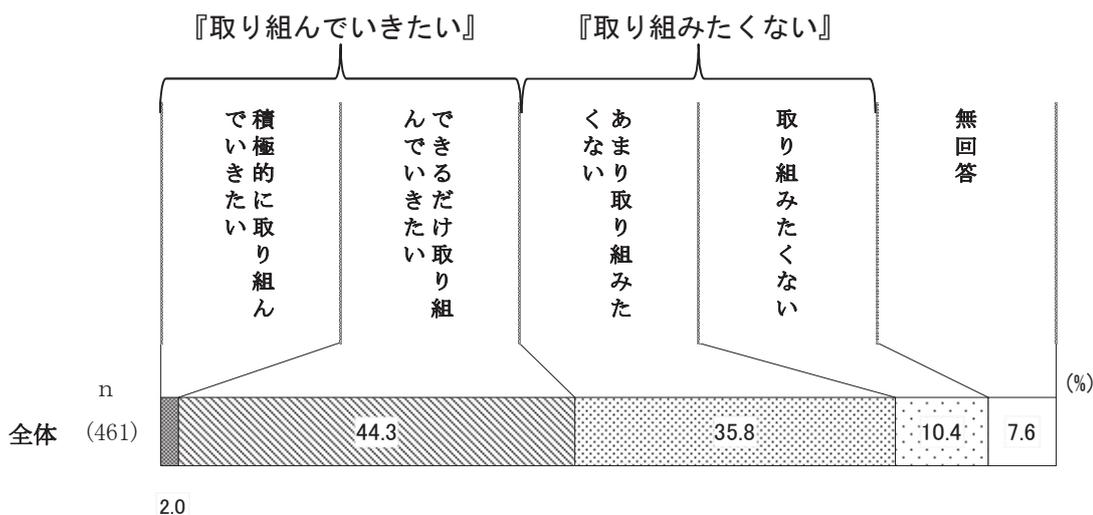
ボランティアに参加しない理由では、「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事等が忙しく時間がない」が36.3%で最も多く、以下、「健康に自信がないので難しい」(30.6%)、「身近に活動グループや仲間がないのでよくわからない」(23.0%)、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」(19.8%)となっています。

【ボランティアに参加しない理由】



福祉に関するボランティア活動への参加意向では、「積極的に取り組んでいきたい」と「できるだけ取り組んでいきたい」を合わせた『取り組んでいきたい』は約半数となっています。

【福祉に関するボランティア活動への参加意向】



【総括】

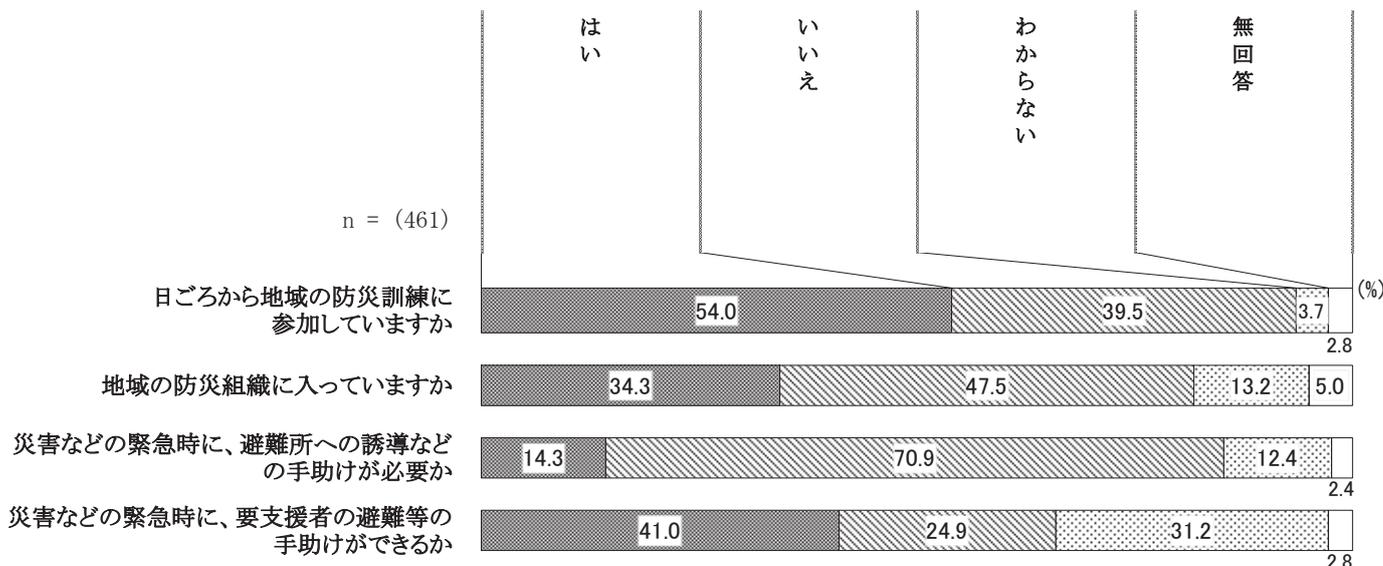
自治会の加入率は全体で7割ですが、5年前に比べて1割近く減少し、特に若い世代の未加入が顕著となっています。また、福祉に関するボランティア活動についても、継続して、あるいは、頻繁に活動している人は全体で1割程度であり、地域での互助による課題解決力は、決して高い状況にはありません。

ボランティア活動に参加していない理由については、「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事等が忙しく時間がない」や「健康に自信がないので難しい」等、本人の置かれている状況による理由が特に高いですが、その一方で、「身近に活動グループや仲間がないのでよくわからない」、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」等、ボランティア活動に関する情報提供の充実化や、参加を考えている人への積極的な働きかけ等によって解決できる理由もそれぞれ2割程度見受けられます。全体として、約半数の人は福祉に関するボランティア活動に「積極的に取り組んでいきたい」と「できるだけ取り組んでいきたい」と考えていることから、今後、町民と活動団体との接点を増やしていくことが、活動促進への契機となることが考えられます。

(3) 防災について

防災に対する取組や緊急時の対応の各項目を見ると、「日ごろから地域の防災訓練に参加している人」は5割半ば、「地域の防災組織に入っている人」は3割半ば、「災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人」が1割半ば、「災害などの緊急時に、要支援者の避難等の手助けができる人」は約4割となっています。

【防災に対する取組や緊急時の対応の状況】



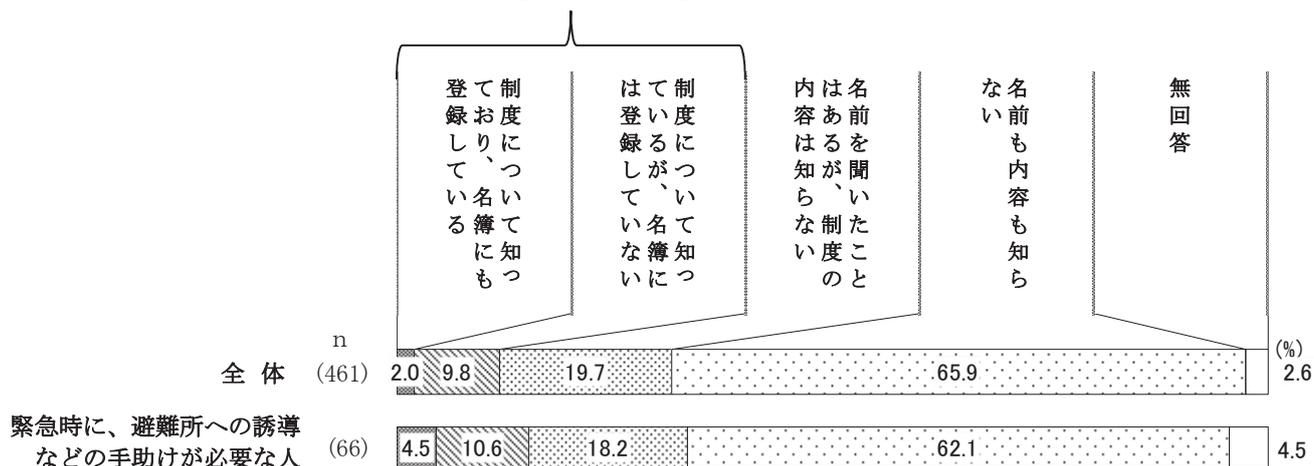
避難行動要支援者名簿*の認知度については、『制度を知っている』（「制度について知っており、名簿にも登録している」と「制度について知っているが、名簿には登録していない」）と回答した人は全体で約1割でした。

また、「緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人」に絞って見ると、『制度を知っている』は1割半ばとなっています。

【避難行動要支援者名簿*の認知度・

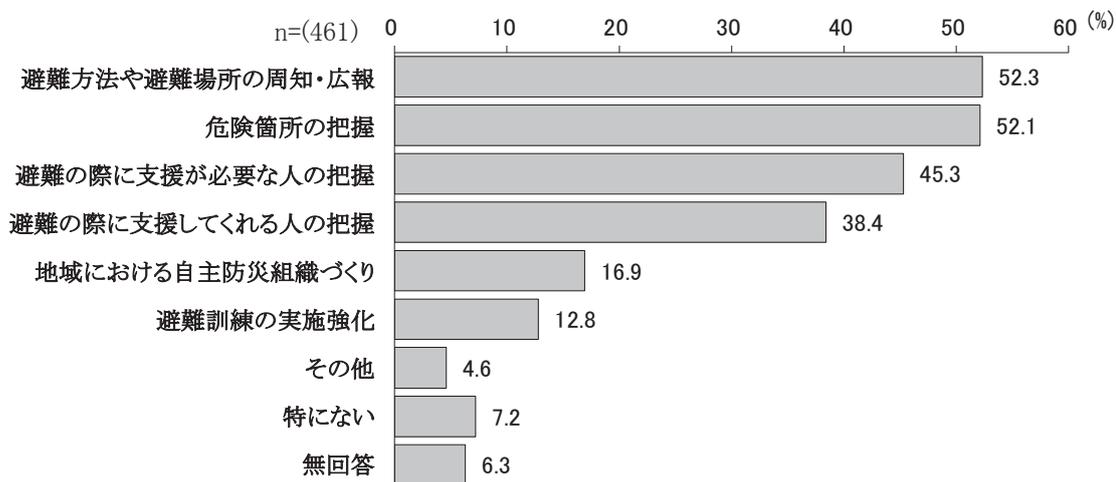
「緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人」の場合】

『制度を知っている』



災害時や緊急時に備えるため、より充実すべきことでは、「避難方法や避難場所の周知・広報」が52.3%で最も多く、以下、「危険箇所の把握」(52.1%)、「避難の際に支援が必要な人の把握」(45.3%)、「避難の際に支援してくれる人の把握」(38.4%)となっています。

【災害時や緊急時に備えるため、より充実すべきこと】



【総括】

「緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要な人」は全体で1割半ばとなっています。このように災害時に自力での避難の困難な人を、あらかじめ地域で把握することは、全ての人の円滑かつ迅速な避難の確保に向けて不可欠です。そのため、これらの人に対し、あらかじめ同意の上で災害時避難行動要支援者名簿*に登録していただき、その情報を関係機関と共有して、緊急時の避難支援や安否確認等に活用するための取組を進めています。しかし、支援を要する人のなかで、避難行動要支援者名簿*を知っている人は、わずか1割半ばにとどまっています。

4割の人が「災害などの緊急時に、要支援者の避難等の手助けができる」と回答していることから、避難行動要支援者名簿*の認知度をより向上させるとともに、名簿を用いて、支援が必要な人とできる人をつなげる体制づくりも検討していく必要があります。

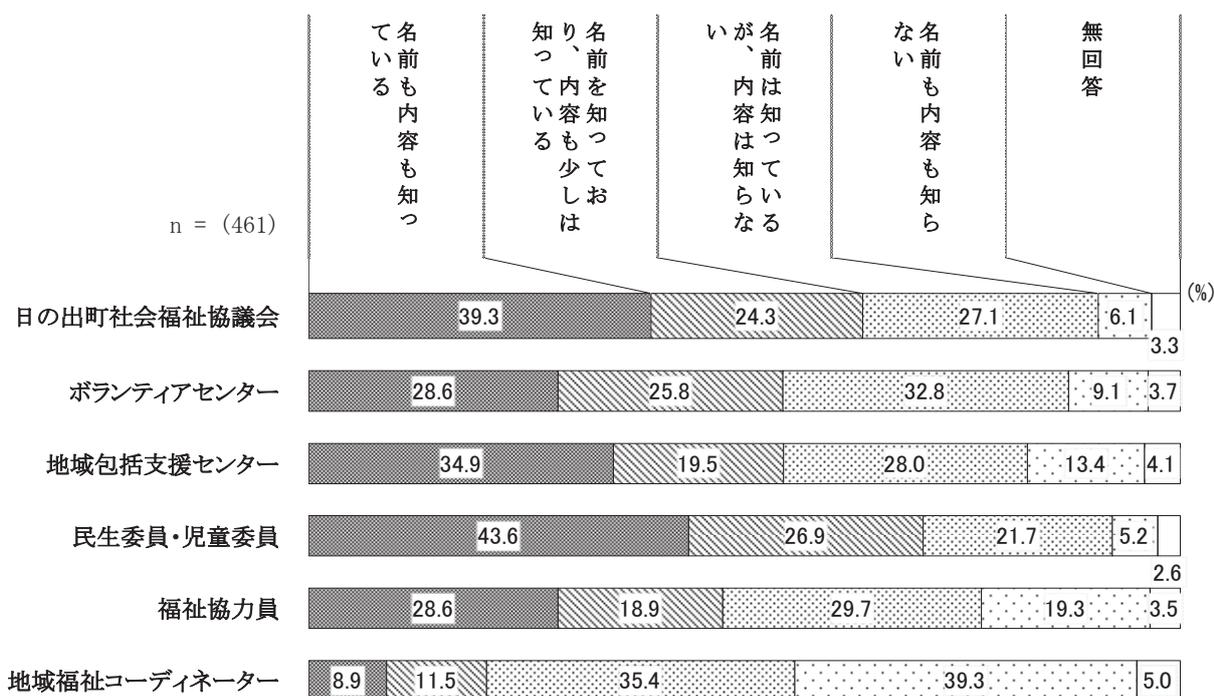
また、「避難方法や避難場所の周知・広報」や「危険箇所の把握」等、緊急時の対応については地域全体で情報を共有していくことが求められています。

(4) 本町の地域福祉施策について

地域福祉の担い手についての認知度については、「名前も内容も知っている」「名前を知っており、内容も少しは知っている」を合わせた活動内容の認知度を見ると、「民生委員・児童委員*」(70.5%)「日の出町社会福祉協議会」(63.6%)「ボランティアセンター」「地域包括支援センター*」(ともに54.4%)となっており、過半数を超えています。

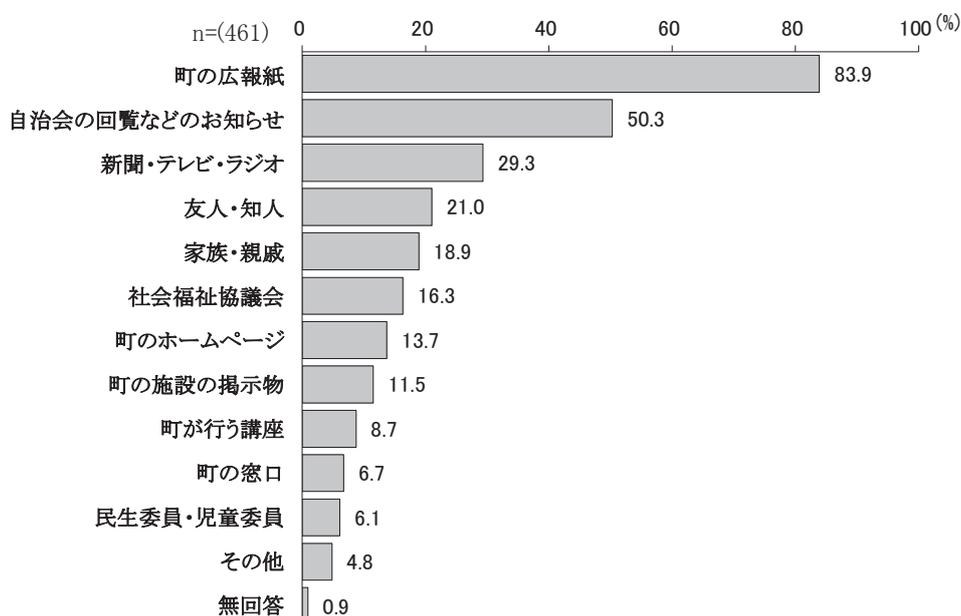
一方、「福祉協力員」(47.5%)と「地域福祉コーディネーター」(20.4%)の認知度が低くなっています。

【地域福祉の担い手についての認知度】



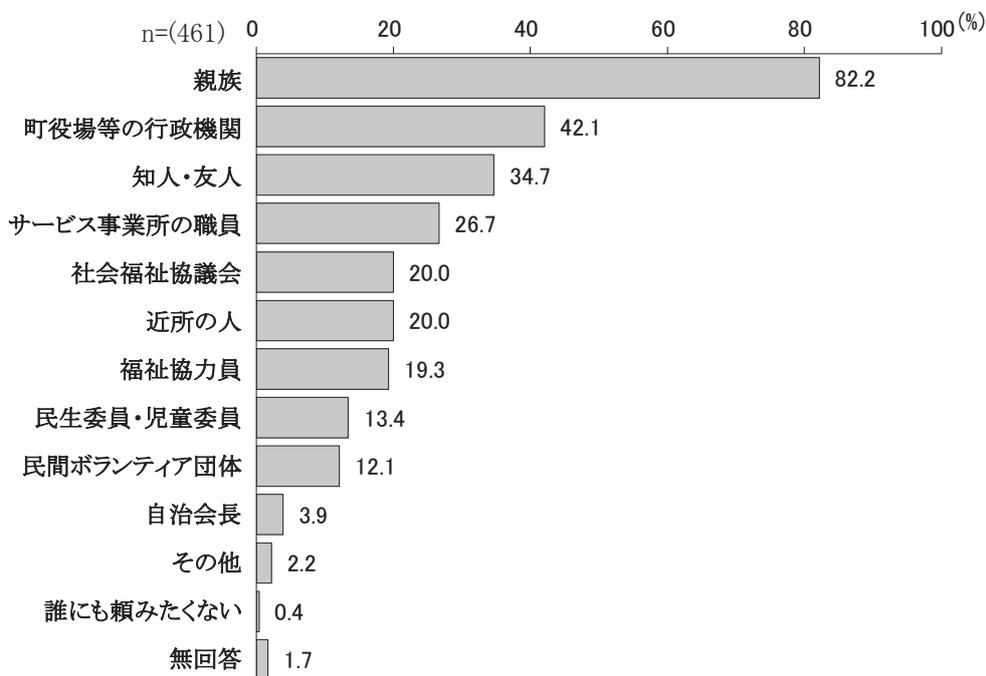
福祉に関する情報の入手経路では、「町の広報紙」が83.9%で最も多く、以下、「自治会の回覧などのお知らせ」(50.3%)、「新聞・テレビ・ラジオ」(29.3%)、「友人・知人」(21.0%)となっています。

【福祉に関する情報の入手経路】



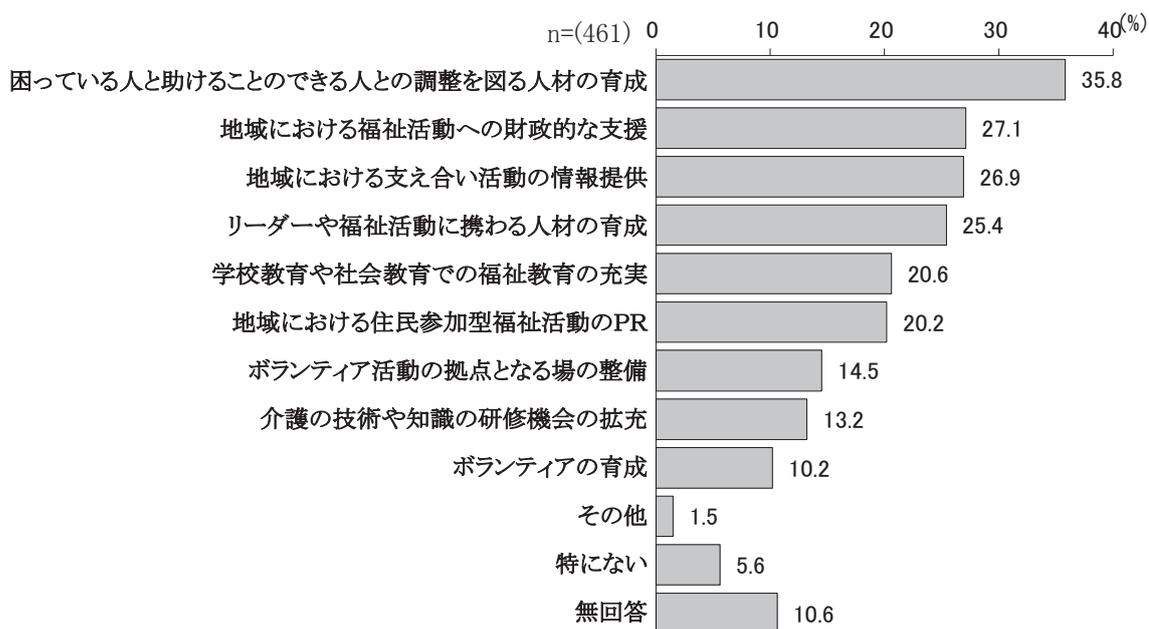
日常生活が不自由になった際、手助けを頼みたい相手では、「親族」が82.2%で最も多く、次いで「町役場等の行政機関」(42.1%)となっています。

【日常生活が不自由になった際、手助けを頼みたい相手】



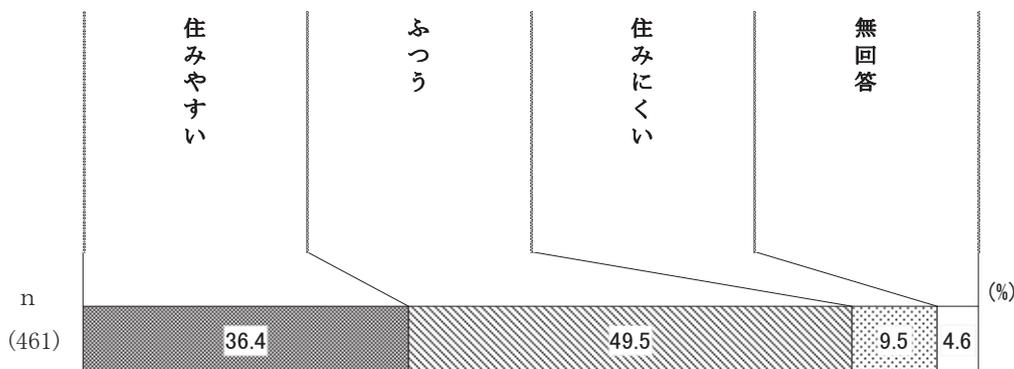
地域における助け合いを活発にするために必要と思われることでは、「困っている人と助けることのできる人との調整を図る人材の育成」が35.8%で最も多く、以下、「地域における福祉活動への財政的な支援」(27.1%)、「地域における支え合い活動の情報提供」(26.9%)、「リーダーや福祉活動に携わる人材の育成」(25.4%)となっています。

【地域における助け合いを活発にするために必要と思われること】



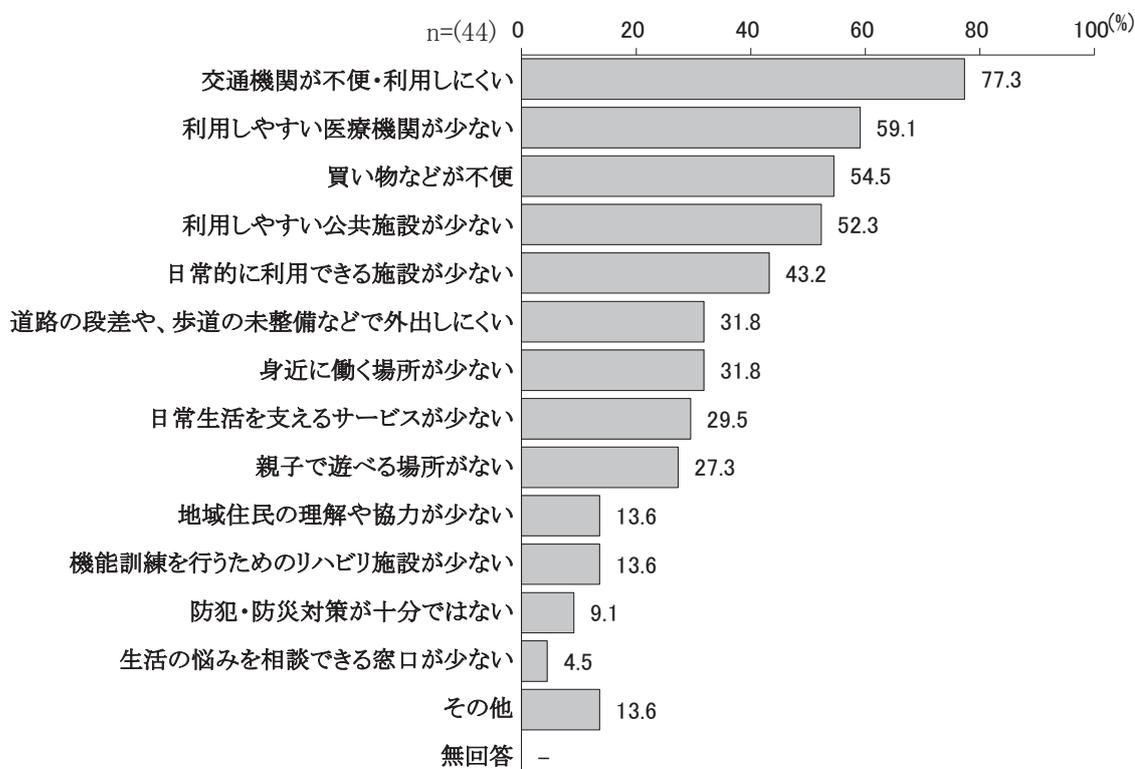
町の住みやすさへの考えでは、「ふつう」が49.5%で最も多く、以下、「住みやすい」(36.4%)、「住みにくい」(9.5%)となっています。

【町の住みやすさへの考え】



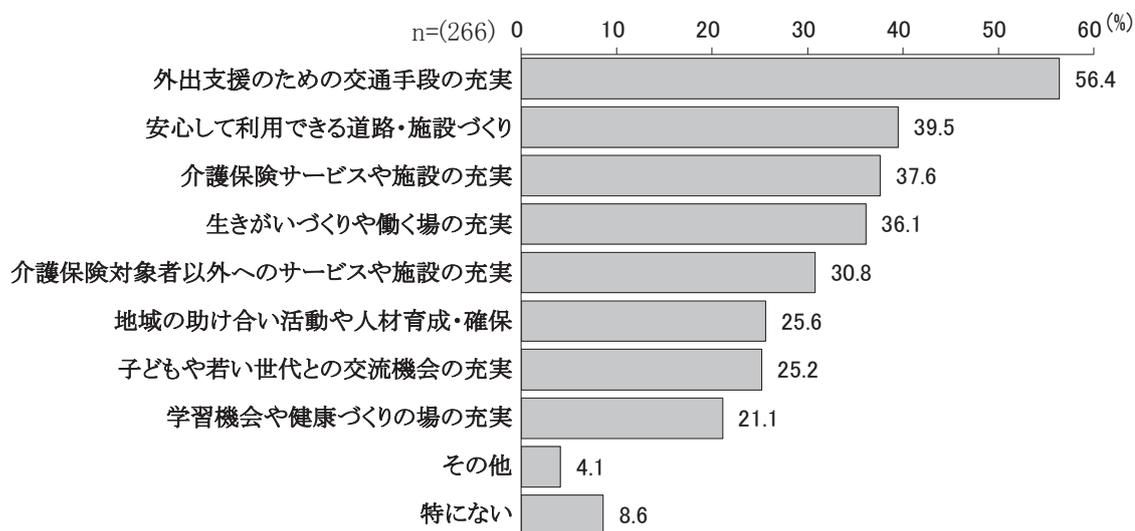
「住みにくい」と回答した人に対し、住みにくいと思う理由では、「交通機関が不便・利用しにくい」が77.3%で最も多く、以下、「利用しやすい医療機関が少ない」(59.1%)、「買い物などが不便」(54.5%)、「利用しやすい公共施設が少ない」(52.3%)となっています。

【町が住みにくいと思う理由】



高齢者がいきいきと暮らせるようにするため、より充実すべきことでは、「外出支援のための交通手段の充実」が56.4%で最も多く、以下、「安心して利用できる道路・施設づくり」(39.5%)、「介護保険サービスや施設の充実」(37.6%)、「生きがいづくりや働く場の充実」(36.1%)となっていました。

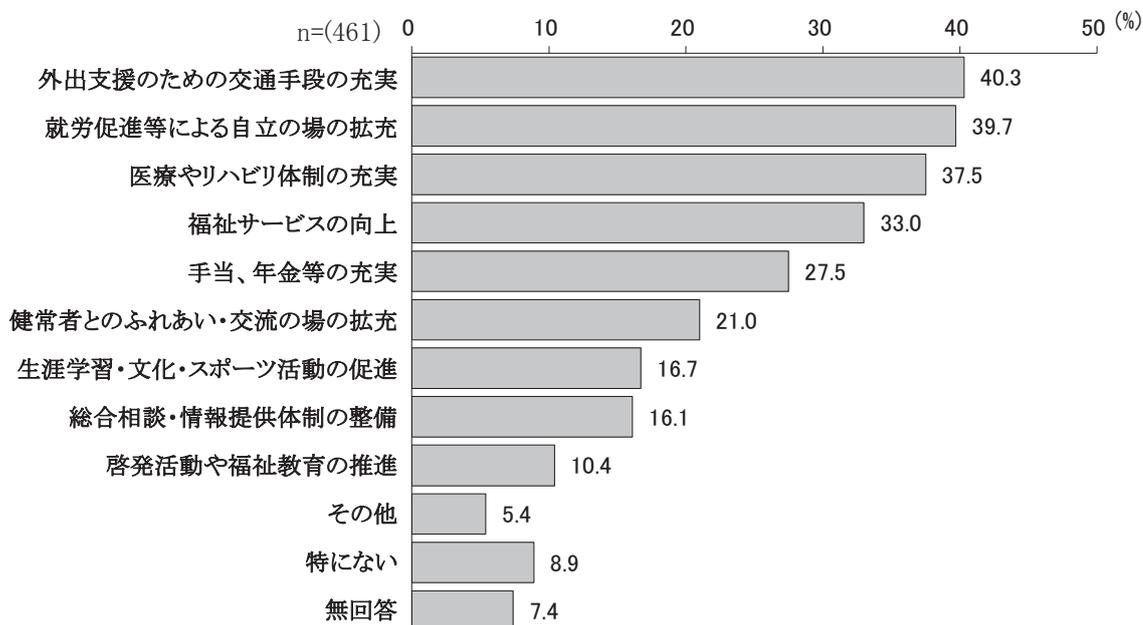
【高齢者がいきいきと暮らせるようにするため、より充実すべきこと】



※本設問については調査票における誤記により、無回答が多くなっているため、無回答を除き、集計した結果を示しています。

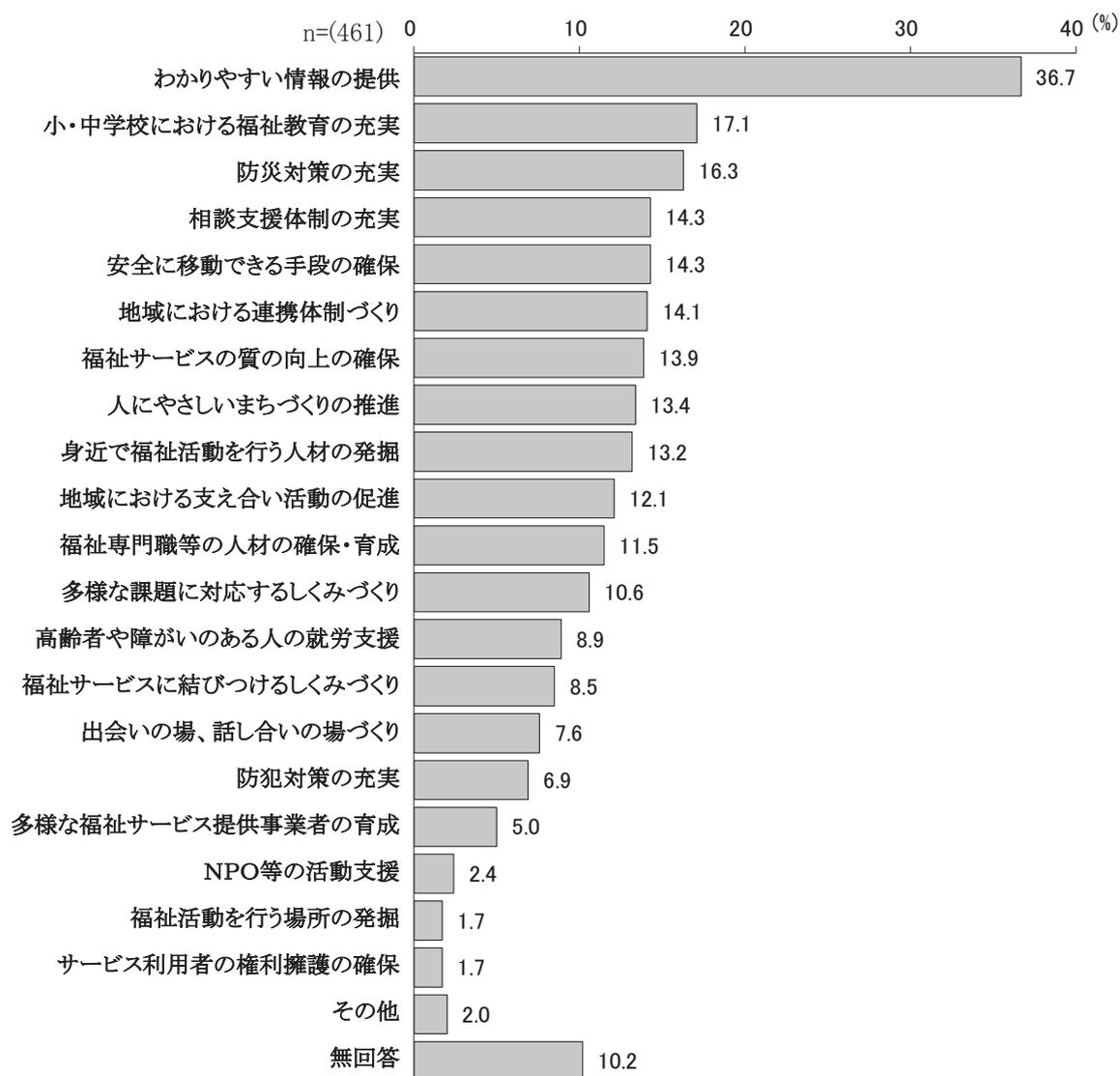
障がい者がいきいきと暮らせるようにするため、より充実すべきことでは、「外出支援のための交通手段の充実」が40.3%で最も多く、以下、「就労促進等による自立の場の拡充」(39.7%)、「医療やリハビリ体制の充実」(37.5%)、「福祉サービスの向上」(33.0%)となっていました。

【障がい者がいきいきと暮らせるようにするため、より充実すべきこと】



地域福祉推進のために町が優先的に取り組むべきだと考える施策では、「わかりやすい情報の提供」が36.7%で最も多く、以下、「小・中学校における福祉教育の充実」(17.1%)、「防災対策の充実」(16.3%)、「相談支援体制の充実」、「安全に移動できる手段の確保」ともに14.3%となっています。

【地域福祉推進のために町が優先的に取り組むべきだと考える施策】



【総括】

全体として、「民生委員・児童委員*」「日の出町社会福祉協議会」「ボランティアセンター」「地域包括支援センター*」の認知度は高く、比較的地域に根付いている機関と言えます。一方、「福祉協力員」や「地域福祉コーディネーター」は認知が低いため、一層の周知が必要です。

困りごとの相談相手として「親族」といった私的な関係性の次に、「町役場等の行政機関」が高くなっており、公的機関における相談支援の重要性の高さがうかがえます。

福祉に関わる情報の入手経路については、「町の広報紙」が高く、地域福祉推進のために町が優先的に取り組むべきだと考える施策では「わかりやすい情報の提供」が突出して高くなっていることから、広報誌を中心に、福祉に関わる情報提供体制の強化が求められています。

また、町を「住みにくい」と回答した人の理由として、「交通機関が不便・利用しにくい」、「利用しやすい医療機関が少ない」、「買い物などが不便」、「利用しやすい公共施設が少ない」といった交通機関の不便さや、施設面の不足等が多く挙げられているとともに、高齢者や障がいのある方がいきいきと暮らせるために必要なこととして、いずれも「外出支援のための交通手段の充実」の回答が高くなっていました。住み慣れた地域で安心して暮らしつづけるためには、公共交通機関や施設の整備といったハード面も重要であることがうかがえます。

地域における助け合いを活発にするために必要と思われることについては、「困っている人と助けることのできる人との調整を図る人材の育成」が最も高くなっていることから、地域資源を把握・管理し、活用することのできるコーディネーターの育成が重要となります。

第3節 前計画の総括

前地域福祉計画では、3つの基本目標と9つの取組の方向性を定め、地域計画の推進に取り組んできました。計画の見直しにあたって、これまでの取組について、担当課ごとに5段階で評価しました。

A：H27年度に比べて大きく推進した

B：H27年度に比べて推進した

C：H27年度に比べて変化なし

D：H27年度に比べて後退した

E：取組を廃止した

それぞれの担当課による評価と、実績については下記のとおりです。

基本目標1 地域福祉を支え広げる基盤づくり

取組の方向性	関連施策		計画期間内の実施に対する自課評価	主な実績
地域福祉の基盤の充実	①	地域活動・ボランティア活動の活性化	C：H27年度に比べて変化なし	【いきいき健康課】社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティア登録者やボランティア体験活動の参加者の募集を実施した。
	②	活動人材の育成	C：H27年度に比べて変化なし	【いきいき健康課】ボランティア活動に対する研修等の機会があれば周知を行い、参加を促した。
	③	福祉ネットワークの充実	A：H27年度に比べて大きく推進した	【いきいき健康課】事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合に、町や地域包括支援センター*に速やかに連絡を行う体制づくりとして、「高齢者みまもりに関する協定書」を民間事業者8社と締結した。
	④	人権施策の推進	C：H27年度に比べて変化なし	【町民課】広報誌、パンフレット等による情報提供と総合相談等による個別相談を実施した。
	⑤	男女共同参画の推進	B：H27年度に比べて推進した	【企画財政課】男女共同参画事業に伴う講演会の開催及び東京ウィメンズプラザでパネルの展示にて講演会の情報発信を行った。
	⑥	福祉教育・学習の推進	C：H27年度に比べて変化なし	【学校教育課】教育課程に位置付けている小学校での社会福祉施設担当者による講話や施設への訪問、中学校でのボランティア体験、社会福祉施設における職業体験を実施した。

第2章 日の出町の現状と課題

取組の方向性	関連施策		計画期間内の実施に対する自課評価	主な実績
福祉サービスを利用できる体制の充実	①	福祉サービスに関する情報提供・相談体制の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】広報誌、ホームページ、パンフレット等による情報提供と窓口等による個別相談を実施した。
	②	福祉サービスの質の維持・向上	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】東京都が実施するサービス提供事業所の監査への同行を行った。
ユニバーサルデザイン*のまちづくり	①	住宅の整備・支援	B：H27年度に比べて推進した	【まちづくり課】町営住宅建て替え時に浴室、トイレ、階段等に手すりの設置、室内の段差に配慮した。
	②	道路・公園・公共施設の整備推進	C：H27年度に比べて変化なし	【まちづくり課】公園の植栽管理、除草作業を随時実施し、住民が利用しやすい環境づくりを実施した。
	③	交通・移動環境の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【いきいき健康課】一般高齢者向けの高齢者外出支援バスの運行や、支援バスを利用できない高齢者や障がいのある人等のために、おでかけ支援ドリームカーの運行等により、外出支援を行った。

基本目標2 健康でいきいきと暮らせる地域づくり

取組の方向性	関連施策	計画期間内の実施に対する自課評価	主な実績
心と体の健康づくり	① 町民主体の健康づくり	B：H27年度に比べて推進した	【いきいき健康課】特定健康診査受診を勧奨し、受診率を向上させた。また、日頃の生活習慣の維持・改善の重要性を町民一人ひとりが認識し、積極的に取り組めるよう健康増進計画を策定し、計画に沿った事業を展開した。
		A：H27年度に比べて大きく推進した	【まちづくり課】ひので野鳥の森自然公園が開園し、高齢者や家族連れが訪れ、安全に整備された散策路を利用し里山を歩くことで健康増進に寄与した。
	② ライフステージに応じた健康づくり	B：H27年度に比べて推進した	【いきいき健康課】各世代ごとに応じた健康づくりに取り組めるよう、新たに健康増進計画を策定し、計画に沿って各事業を展開した。
	③ 連携・支え合いによる健康づくり	B：H27年度に比べて推進した	【いきいき健康課】町全体で相互に支え合いながら健康を守るための環境づくりが行えるよう、新たに健康増進計画を策定し、計画に沿って各事業を展開した。
地域保健医療の充実	① 地域医療体制の充実	B：H27年度に比べて推進した	【いきいき健康課】地区医師会等の関係医療機関と連携・協力して、祝日及び年末の救急患者に対応する診療体制を確保した。また、災害時における医療体制の構築のため、災害時保健活動マニュアルを策定した。
	② 高齢者医療体制の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【いきいき健康課】70歳人間ドックの受診費用の一部助成及び、75歳人間ドックの受診費用の全額助成を行った。
	③ 障がい者医療体制の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】心身障害者医療費助成（マル障）、自立支援医療（更生医療・育成医療）により医療費等の助成を行った。
	④ 難病対策の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】難病医療費等助成により医療費等の助成を行った。
	⑤ 精神保健の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】自立支援医療（精神通院医療）により通院医療費の助成を行った。

取組の 方向性	関連施策		計画期間内の 実施に対する 自課評価	主な実績
地域保健医療の充実	⑥	感染症対策の 充実	B：H27年度に 比べて推進した	【いきいき健康課】平成29年度より一部の予防接種を除き、集団接種から個別接種へ移行した。集団接種では、決められた日時での接種となるため、日程の制約があったが、個別接種では接種期間内であれば医療機関への予約により接種が可能となった。さらにあきる野市の医療機関での接種も可能となり、利便性の向上を図った。
	⑦	食品・医薬品の 安全対策	C：H27年度に 比べて変化なし	【いきいき健康課】栄養・食生活に関する正しい知識・情報等の普及啓発や薬物乱用防止に関する啓発を行った。
生きがいつくり・社会参加の充実	①	老人クラブ活動等への支援	B：H27年度に 比べて推進した	【いきいき健康課】老人クラブ等高齢者団体への支援を行い、活動の活性化を促進することで、団体数を増加させ、活動を活性化した。
	②	生涯学習の促進	B：H27年度に 比べて推進した	【文化スポーツ課】ひので町民大学として基調講演会、総合講座及び各種講座等開催し、延べ受講者数を増加させることで、生涯学習支援を行った。
	③	高齢者・障がい者・若者の 就労支援	C：H27年度に 比べて変化なし	【いきいき健康課】シルバー人材センターを通じて高齢者の就労支援を行った。
			C：H27年度に 比べて変化なし	【子育て福祉課】「障がい者就労・生活支援センターあるって」を通じて障がいのある人の就労支援を行った。
④	高齢者・障がい者・若者の 社会参加の推進	B：H27年度に 比べて推進した	【子育て福祉課】手話奉仕員養成研修会・手話サロン・講習会を社会福祉協議会に委託して開催した。また、老人会活動への支援を実施した。	

基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

取組の方向性	関連施策		計画期間内の実施に対する自課評価	主な実績
子育て支援の充実	①	保育サービスの充実	B：H27年度に比べて推進した	【子育て福祉課】町内認可保育所5園の整備を実施し、子どものための保育の質の向上と安全安心な環境整備を図るとともに、待機児童対策として認可定員を増加した。また、日の出幼稚園が「幼稚園型認定こども園」に認定されたことで 2号認定定員枠が18名の設定となる等、保育の受け皿の確保が図られた。
	②	障がい児保育・教育の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】子ども家庭支援センター*を核に、子育てに関する相談事業や情報の提供を行うとともに、乳幼児が安心して集える場の整備や一時保育等、各種サービスをコーディネートしながら、家庭における子育て支援を実施した。
	③	ひとり親家庭への支援の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親の医療費助成を行った。
	④	子育て家庭への経済的支援の充実	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】町独自の施策として、次世代育成クーポンの交付、出産助成金、こども医療費助成（マル乳・マル子）、青少年育成支援金、青少年医療費助成を実施した。
セーフティネットの充実	①	生活困窮者の自立支援	C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】生活困窮者の自立支援に関する相談対応を行い、西多摩福祉事務所による支援等へ繋げた。
	②	虐待防止・自殺防止・権利擁護体制の充実	B：H27年度に比べて推進した	【いきいき健康課】高齢者に対する虐待予防と防止のため、地域包括支援センター*、民生委員・児童委員*を中心に早期発見、早期支援を行い、状況によって個別ケース会議で検討し適切な支援を実施した。また、自殺対策を地域レベルで推進していくため、新たに「いのち支える日の出町自殺対策計画」を策定し、計画に沿って各事業を展開した。
			C：H27年度に比べて変化なし	【子育て福祉課】子どもや女性、障がいのある人等に対する虐待予防と防止のため、関係機関と連携との連携・協力のもと虐待防止対策を図った。

取組の方向性	関連施策		計画期間内の実施に対する自課評価	主な実績
防犯・防災・交通安全の充実	①	防犯・防災活動の充実	B：H27年度に比べて推進した	<p>【生活安全安心課】（防犯活動）警察及び防犯協会と協力して詐欺被害防止等と呼びかけるキャンペーンや式典を実施し、町民の防犯意識を高めている。また、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するための自動通話録音機の貸し出しを行い、その件数が増加している。</p>
			<p>【生活安全安心課】（防災活動）総合防災訓練、東京都との合同風水害対策訓練を実施した。各避難所及び防災備蓄庫に災害用備蓄品の入替えと追加を行った。</p>	
		D：H27年度に比べて後退した	<p>【いきいき健康課】（防災活動）避難行動要支援者名簿*を活用し、災害時の迅速な支援に向けた体制づくりを検討しているが、名簿の更新等適正なメンテナンスに課題がある。</p>	
	②	交通安全活動の充実	B：H27年度に比べて推進した	<p>【生活安全安心課】警察及び交通安全協会と協力して、小中学生と保育所への交通安全教育を行うとともに、一般とは別に高齢者対象の交通安全講習を実施した。</p>

第3章 計画の基本的な考え

第1節 基本理念

性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、町民の誰もが、住み慣れた地域で主体的に尊厳を持って暮らしていくためには、人と人とのつながりを大切にしながら、互いを尊重し、支え合う心を地域全体で共有することが重要です。

第4次日の出町長期総合計画後期基本計画では「みんなでつくろう日の出町！—安心・躍進・自立のまち—」を町の将来像に掲げ、その実現に向けて「生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので」、「交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので」、「人と文化が輝くわたしのふるさと ひので」の3つの基本目標を設定し、まちづくりを進めてきました。

本計画では、上位計画である第5次日の出町長期総合計画をはじめ、日の出町の地域福祉をめぐる課題や、これまでの地域福祉分野における取組等を踏まえ、次の基本理念のもと、地域福祉の推進を図ります。

**みんなでつくろう
住みよい 日の出町！**

第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けた、次の3つを基本目標として定めます。

基本目標1 地域を支え、福祉を広げる人づくり

地域福祉の推進には、地域住民一人ひとりの福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域を担う次の世代を育てていくことが必要です。子育ての支援や福祉教育の充実及び各種啓発活動等を通じて、地域福祉を進める「人」を育てていきます。

また、地域住民の一人ひとりが健康的で、自立的な生活を営むことができるように支援することも、地域の力を向上させるうえで重要です。心と体の健康づくりを促進し、地域のできがいや社会参加を支援することを通じて、誰もがいきいきと暮らせる地域を目指します。

基本目標2 お互いに見守り支え合う地域づくり

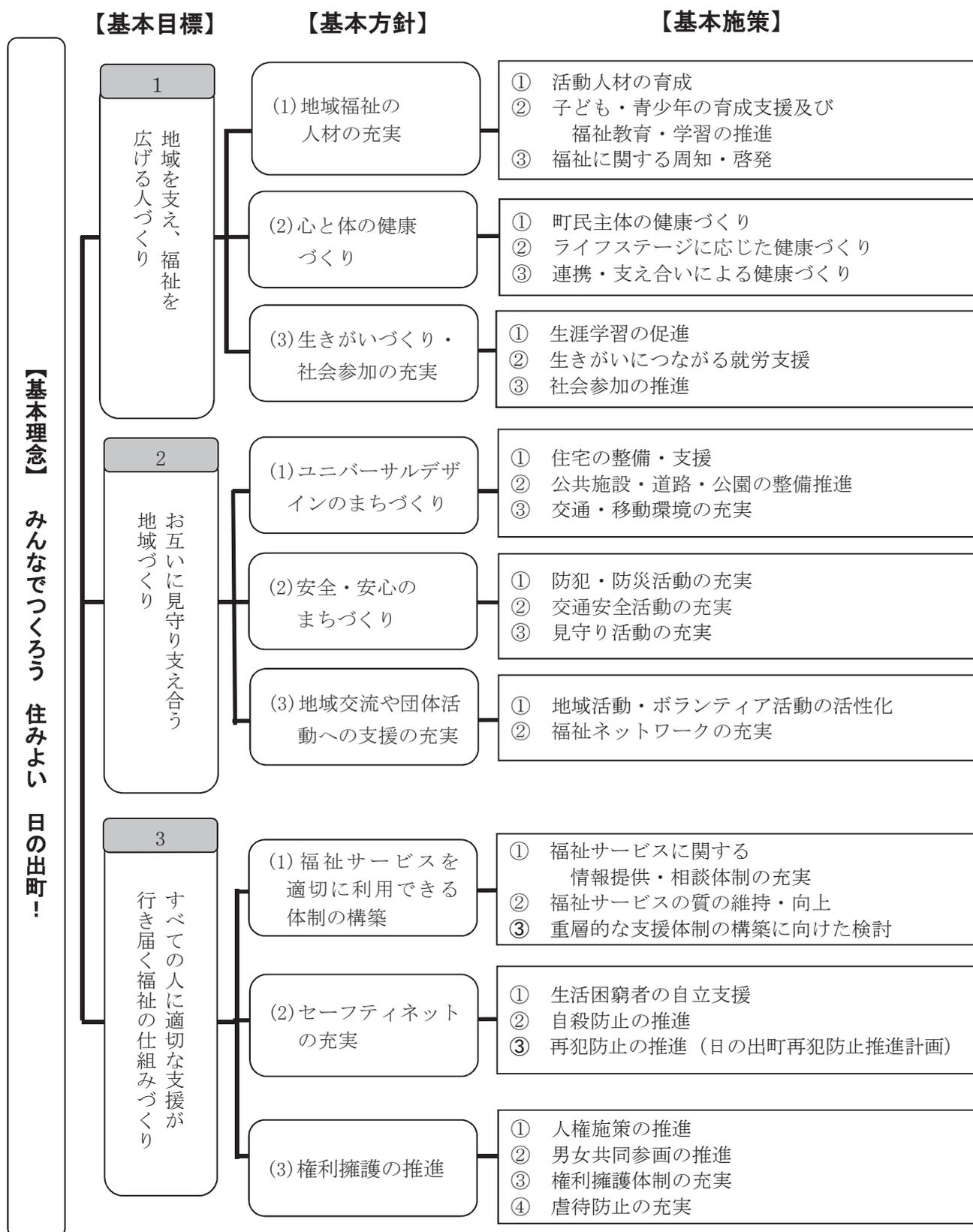
地域福祉は、地域住民をはじめ多様な主体が参画し、お互いに見守り・助け合いながら、取り組むことが重要です。地域で活動する団体を支援したり、地域の交流を活発化させることで、地域の課題解決力の向上を促進します。

また、地域の生活が安全・安心できるものとなるような環境づくりも必要です。誰もが住みやすいまちづくりや防災・防犯対策等の取組を推進するとともに、地域の住民同士の顔の見える関係づくり等を後押しします。

基本目標3 すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり

福祉の課題を抱える人のなかには、複合的な問題をかかえていたり、必要な支援の手が適切に届いていない場合があります。そのため、ソーシャルインクルージョン*（社会的包摂）の観点から、誰も取りこぼすことのない福祉の仕組みを構築していく必要があります。サービスの提供体制を充実させるとともに、様々な立場の人の権利や生活を保障することで、住民の誰もが自分らしく暮らすことができるまちを目指します。

第3節 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域を支え、福祉を広げる人づくり

第1節 地域福祉の人材の充実

《現状と課題》

- 地域共生社会の実現に向けては、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取り組むことが必要です。
- また、地域を活性化させていくには、子ども・青少年をはじめ、未来を担う次の世代を、地域全体で育成していくことが欠かせません。
- アンケート調査結果では、自治会の加入率が若い世代を中心に低下しています。福祉に関するボランティア活動についても、継続して、あるいは、頻繁に活動している人は多くありません。
また、地域における助け合いを活発にするために必要と思われることでは、「困っている人と助けることのできる人との調整を図る人材の育成」が高く、地域資源の管理・把握することのできるコーディネーターを育成していくことも重要になります。
- それぞれの福祉・介護の現場では、専門職を始め、人材の不足が全国的な課題です。多くの人に福祉の仕事に関心を持ってもらい、人材の確保・定着を図ることは、ますます重要となっています
- これらのことから、住民一人ひとりが、福祉に関心を持つことができるような機会を充実し、地域で活躍する人材の育成を促進していくことが求められています。



《施策の方向性》

- ・地域福祉に関する理解を促進し、地域共生社会の実現を目指します
- ・地域全体で次の世代を育む仕組みを整えます。
- ・子どもの頃から福祉に対する意識の向上を図るとともに、互いを尊重し、地域で支え合うところを育みます。
- ・地域で活動するボランティアに加え、福祉の専門職、コーディネーター等の育成をサポートします。

地域で取組の検討

- ◆「地域福祉」について考え、理解しましょう。
- ◆近所の人に会ったら、明るくあいさつしましょう。
- ◆障がいや認知症、介護、子育て等について理解を深めましょう。
- ◆障がいのある人や高齢者、認知症の人、子育て中の人等、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、見守りや手助けをしましょう。

町の主な取組

①【活動人材の育成】

(主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課)

地域活動・ボランティア活動が活発に行われるよう、社会福祉協議会が実施する福祉協力員研修会やボランティア養成講座等の研修に対し、支援を行うとともに、住民の参加促進に向けた周知を行います。

また、東京都やサービス提供事業所、社会福祉協議会等と連携し、福祉サービスを担う福祉人材（福祉従事者）の確保・育成や、支援を必要する人と支援を行う人を結びつけるコーディネーター人材の発掘・育成を推進します。

②【子ども・青少年の育成支援及び福祉教育・学習の推進】

(主な担当課：子育て福祉課・学校教育課・文化スポーツ課)

「日の出町子ども・子育て支援事業計画」・「日の出町こども・青少年育成基本条例」に基づきながら、こども・青少年を地域全体で育てていく仕組みをつくります。

また、子どもの頃から福祉に対する意識の向上を図るため、小学校では、社会福祉施設担当者による講話や施設への訪問、中学校では、ボランティア体験、社会福祉施設における職業体験を教育課程に位置付けている。学校での福祉教育に関する取組を充実します。

加えて、生涯学習講座等を通じて、全世代に対し、福祉に関する知識の普及および啓発を図ります。

③【福祉に関する理念の周知・啓発】

(主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課)

地域共生社会の理念が住民に広く理解されるよう、広報誌等の活用や講習会の開催を通じて、福祉についての考え方や障がいのある人、高齢者、小さな子ども連れの人等にできる手助けについて周知します。

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

○ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動の基礎を学ぶ機会や、ボランティア活動を体験する機会を提供します。また、ボランティアに関する情報の提供を行います。

○地域福祉活動に資する人材の育成研修を実施します。

○福祉に関する教育を推進します。

○福祉施設と連携し、学校の要望に応じて、福祉教育プログラムの実施をします。

第2節 心と体の健康づくり

《現状と課題》

- 全国的に高齢化が進行しており、すでに本町の3人に1人は高齢者です。
また、令和7年には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）に、そして令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上（前期高齢者）になることから、さらに高齢者が増加することが見込まれています。
- 高齢化に伴い、要支援・要介護認定者や認知症の人の増加が予想されます。
- そのため、地域で年齢に関係なくいきいきと暮らし続けるために、住民の健康づくりを支援し、健康寿命を延伸していくことが不可欠です。



《施策の方向性》

- ・町民が主体となって、積極的に健康づくりに取り組む地域を目指します。
- ・ライフステージに応じて、誰もが自分に合った健康づくりに取り組める地域を目指します。
- ・気軽に外出したり、運動ができる環境が整った地域を目指します。
- ・心と体の健康について、不安や悩みを気軽に相談できる地域を目指します。

地域で取組の検討

- ◆普段から健康に関する知識を身につけましょう。
- ◆早寝、早起き、朝ごはんの摂取等、健全な生活習慣を身につけましょう。
- ◆親子で外遊びや運動に親しむ習慣を身に付けましょう。
- ◆自分の体調に合わせて、無理のない運動を楽しみながら続けましょう。
- ◆疾病予防に向けて、健康診断を受けましょう。
- ◆不安や悩みを一人で抱えず、相談機関を訪ねましょう。

町の主な取組

①【町民主体の健康づくり】

(主な担当課：いきいき健康課)

生活習慣病予防を重視した町民主体の健康づくりとして、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「禁酒・禁煙」「歯・口腔の健康」「健康管理」の6つの目標を掲げ、日頃の生活習慣の維持・改善の重要性を町民一人ひとりが認識し、積極的に取り組めるよう健康づくりに関する知識の普及・啓発や、地域での自主的な健康づくり活動を支援します。

②【ライフステージに応じた健康づくり】

(主な担当課：いきいき健康課)

乳幼児期からの健康づくりは、健やかな成長と発育につながり、青年期以降の健康的な生活をおくるための基礎となり、その後疾病や老化により身体機能が低下していく高齢期においては、健康づくりに積極的に取り組むことによって、要支援・要介護状態への予防や重度化を防ぐことが重要と考え、5つのライフスタイルに整理し、各世代ごとに応じた健康づくりに取り組めるよう支援を行います。

③【連携・支え合いによる健康づくり】

(主な担当課：いきいき健康課・まちづくり課・子育て福祉課・文化スポーツ課)

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、町民の健康づくりを地域において総合的に支援していくため、健康づくり推進委員や健康づくりに関する団体等と連携しながら、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりを主体的に取り組めるよう、町全体で相互に支え合いながら健康を守るための環境づくりを推進します。

また、町内の公園等を整備したり、地域住民によって主体的に運営されるスポーツ団体を支援したりすることで、誰もが気軽に外出したり、運動をしたりできる環境をつくれます。

第3節 生きがいづくり・社会参加の充実

《現状と課題》

- 日頃から、気軽に集まれる場所があることは、生活するうえでの生きがいや、困ったときの相談のきっかけにつながります。また、地域住民が交流を育むためには、世代を超えて気軽に集える居場所が必要です。
- 近年、健康な状態から要介護状態になるまでの中間段階として、フレイル*状態が着目されています。フレイル*になると、疲れやすく、家に閉じこもりになってしまう傾向が見られます。これらを予防するためには、きちんと栄養をとり、運動をすることに加え、積極的な社会参加が重要になります。
- アンケート調査結果では、住んでいる地域の課題として、「世代間の交流が少ない」、「隣近所との交流が少ない」の回答が高く、地域の交流が希薄化していると感じている人も5年前に比べて増えています。また、居住年数の短い「新住民」の人が、地域の中で疎遠になっていることもうかがえます。
- これらのことから、誰もがいきいきと暮らすことができるように生きがいづくりの場の支援したり、全ての人が地域社会に馴染むことができる機会を創出していく必要があります。



《施策の方向性》

- ・いつでも、どこでも、誰もが、自発的に、自分に合ったペースで学べる生涯学習社会の構築を目指します。
- ・誰もが健康で生きがいをもち、充実して暮らせる地域を目指します。
- ・高齢者、障がいのある人、子育て中の人、新しく暮らし始めた住民等、誰もが孤立せず、楽しく交流できる地域を目指します。
- ・課題別・対象別に就労を阻害する要因を解消し、誰もが自分の能力を発揮できる場の確保を目指します。

地域で取組の検討

- ◆自治会、老人クラブ、サロン活動、ボランティア活動等に積極的に参加してみましょう。
- ◆自分の技能・経験を活かして就労やボランティア活動に挑戦しましょう。
- ◆自分の興味に応じて、生涯学習講座等を積極的に受講しましょう。

町の主な取組

①【生涯学習の促進】

（主な担当課：文化スポーツ課）

町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送るとともに、地域社会への誇りをもちながら、積極的にまちづくりに参画することができるように、ひので町民大学として基調講演会、総合講座及び各種講座等開催します。

②【生きがいにつながる就労支援】

（主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課）

ハローワーク等の関係機関と連携し、就労の場の確保に努めます。

高齢者の就労については、団塊の世代が高齢期に入り、就労を希望する高齢者はますます増大することが予測されることから、シルバー人材センターの拡充に向けて、その運営の支援を行っていきます。

また、障がいのある人の就労については、障がい者就労・生活支援センターを中心に、相談支援や町内企業の雇用促進に向けた啓発等の取組を行います。

③【社会参加の推進】

（主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課・文化スポーツ課・商工観光係）

世代を超えて気軽に集うことができる居場所や、社会参加の機会を創出するとともに、社会参加につながる情報が多くの住民に届くよう、情報提供の充実を図ります。

高齢者においては、地域の身近な「通いの場」で介護予防に取り組んだり、老人クラブや高齢者団体においていきいきと活動したりできるように支援を行います。

また、障がいのある人や児童が、様々な地域活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加し、生きがいづくりや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを進めます。

勤労世代の社会参加については、企業・事業所・日の出町商工会、社会福祉関係団体等との連携も図りながら、地域の中で活躍できる機会の創出を検討していきます。

（参考）社会福祉協議会の主な取組

- サロン活動等の住民交流の拠点づくりを支援します。
- 住民による小地域福祉活動の支援を行います。
- ボランティア活動を始めたい方に対して支援を行います。

基本目標2 お互いに見守り支え合う地域づくり

第1節 ユニバーサルデザインのまちづくり

《現状と課題》

- 地域福祉においては、サービスや制度のみならずインフラの整備も重要な課題となります。年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすい環境は、自立した生活の基盤として不可欠です。
- アンケート調査では、高齢者や障がいのある人がいきいきと暮らせるために必要なこととして、いずれも「外出支援のための交通手段の充実」の回答が高くなっていました。
- これらのことから、公共施設等におけるバリアフリー化を一層推進するとともに、誰もが活動しやすい移動手段の確保を目指し、町内の住環境の整備に努める必要があります。



《施策の方向性》

- ・障がいのある人、高齢者、子育て中の人等、誰もが安心して地域で活動できるよう、施設・設備のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進します。
- ・ソーシャルインクルージョン*の理念についての正しい理解を広め、全ての人々が孤立することなく、社会の構成員として包み支え合うまちづくりを推進します。

地域で取組の検討

- ◆歩道の段差等の危険箇所や改善が必要な箇所を見つけたら、町に伝えましょう。
- ◆車椅子やベビーカー等が通りやすいよう、違法駐車や違法駐輪をしないよう心がけましょう。
- ◆高齢者、障がいのある人、子ども連れの人等に、気軽に手助けを申し出ましょう。
- ◆バリアフリー、ユニバーサルデザイン*、ソーシャルインクルージョン*の理念について理解を深め、日常の生活に活かしましょう。

町の主な取組

① 【住宅の整備・支援】

(主な担当課：いきいき健康課・子育て福祉課・まちづくり課)

障がいのある人や高齢者等に対応した住宅のバリアフリー化のため、段差の解消や昇降機の設置等の改修への助成を行います。

また、誰もが住みやすい町営住宅になるように、引き続き整備を行います。

② 【公共施設・道路・公園等の整備促進】

(主な担当課：総務課・産業振興課・建設課・まちづくり課・子育て支援課)

「日の出町公共施設等総合管理計画」において定めた基本的な方針等に基づいて、公共施設・道路・公園等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン*を推進します。

③ 【交通移動環境の充実】

(主な担当課：生活安全安心課・いきいき健康課)

現在、町内循環バス「ぐるり～ん日の出号」により住民の外出・移動を支援しています。今後は同バスに代わる誰でも利用できる地域公共交通の導入を目指します。

加えて、一般高齢者向けの高齢者外出支援バスの運行、支援バスを利用できない高齢者や障がいのある人等のためのおでかけ支援ドリームカーの運行、及び町内3小学校の1年生を対象として、安全な下校を確保するための児童輸送用車両運行業務等、全ての人が安全で気軽に外出・移動できるような支援を行います。

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

○町から委託を受け、おでかけ支援ドリームカーを運行します。



コラム：【高齢者外出支援バス】と【おでかけ支援ドリームカー】

【高齢者外出支援バス】

対象は、町内に住所を有するおおむね60歳以上の在宅の方です（介助が必要な場合は介助者1名）。バスは4本のルートに沿って循環しており、自由乗降することができます。

【おでかけ支援ドリームカー】

対象は、下肢等が不自由で歩行または移動することが常時困難と認められた、①65歳以上の在宅高齢者、あるいは②身体障害者手帳、または愛の手帳所持者です。

(介助が必要な場合は介助者1名)

対象者が日常生活に必要な場所に外出するために、週1回（概ね3時間）・近隣市町村で片道30分（概ね15km～20km）までの範囲で車輛を運行し、移動支援を行います。

第2節 安全・安心のまちづくり

《現状と課題》

- 自然災害はいつどこで起こるかわかりません。特に近年は、気候変動の影響で、風水害が局所化・激甚化の傾向にあり、平時からの備えが今まで以上に重要になっています。
- アンケート調査では、避難行動要支援者名簿*の認知度は低く、支援を要する人のなかで、避難行動要支援者名簿*を知っている人は、わずか1割半ばにとどまっていました。
- 全国的に刑法犯の認知件数は、近年減少を続けており、本町も減少傾向にあります。その一方、高齢化が進む中で、高齢者を狙った特殊詐欺等の被害が大きな社会問題となっています。このような隣近所での異変に気付き、地域社会の安全・安心を守るためには、日頃からの見守りや周囲への声掛けが欠かせません。
- これらのことから、避難行動要支援者名簿*の利活用や、防災組織・防犯組織を通じた地域の力のさらなる強化等、日頃から緊急時に備え、いざという時に助け合える仕組みづくり・組織づくりを強化します。



《施策の方向性》

- ・町民一人ひとりが防犯・防災・交通安全に関する知識を身に付け、安全に向けた取組を実践する地域を目指します。
- ・ご近所同士のきずなを強め、緊急時等に協力し合える地域を目指します。
- ・普段の生活の中で、高齢者、障がいのある人、子ども等、犯罪や交通事故の被害者となりやすい人への見守りができる地域を目指します。

地域で取組の検討

- ◆犯罪の被害に遭わないよう、普段から防犯知識を身に付けましょう。
- ◆身近な人が振り込め詐欺や消費者被害に遭わないよう、声をかけ合いましょう。
- ◆ご近所同士のきずなを強め、災害時等に協力し合いましょう。
- ◆普段から、災害時の避難ルートを把握しておきましょう。
- ◆地域の防犯・防災組織に加入しましょう。
- ◆日常生活の中で、高齢者、障がいのある人、子ども等の安全確保に向けた見守りを行いましょう。
- ◆交通安全への意識を高め、交通ルール・交通マナーを守りましょう。

町の主な取組

①【防犯・防災活動の充実】

（主な担当課：生活安全安心課・いきいき健康課・子育て福祉課）

【防犯】

五日市警察署や五日市防犯協会等と連携し、住民が犯罪に巻き込まれることのないよう、注意喚起や啓発活動に努めます。また、地域住民によるパトロール等の防犯活動を支援します。

【防災】

自治体、自主防災組織、消防団等への活動の支援を通じて、地域の防災力の強化を促進します。

また、町、自治会、消防署等の関係機関と避難行動要支援者*の名簿を共有したり、個別計画を策定したりすること等を視野に入れながら、災害時の迅速な支援体制の整備を図るとともに、この制度の住民への周知と、名簿の更新等の適正なメンテナンスを行います。

緊急時の避難所の設置等の対応については、「日の出町地域防災計画」と整合を取りながら、地域の実情や感染症対策等を踏まえて実施します。

【共通】

防災行政無線や、「日の出町お知らせメール」を活用し、地域での犯罪、災害等に関する情報をいち早く、住民に伝える仕組みを推進します。

②【交通安全活動の充実】

（主な担当課：生活安全安心課）

五日市警察署や五日市交通安全協会等と連携し、住民が交通事故を起こしたり、巻き込まれたりすることのないよう、注意喚起や啓発活動に努めます。

③【見守り活動の充実】

（主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課・生活安全安心課）

自治会や福祉協力員、老人クラブ等の地域住民や関係機関が声かけや見守り等を行い、町、自治会、民生委員・児童委員*、社会福祉協議会、地域包括支援センター*を軸として地域全体で見守り支え合う仕組み（見守りのネットワーク）を強化、充実していきます。さらに、新聞や郵便配達、電気の検針等、地域に密着して活動している事業所の協力を得る仕組みを検討していきます。

（参考）社会福祉協議会の主な取組

- 地域における見守り活動の促進をします。
- 町と連携し、防犯ボランティア活動を支援します。
- 災害ボランティアセンター体制を整備します。

第3節 地域交流や団体活動への支援の充実

《現状と課題》

- 少子高齢化や核家族化が進んだことによる世帯構成の変化で、高齢者のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯等が増え、世帯の問題解決能力は低下しています。
また、地域においても自治会加入率が低下する等、地域の支え合いの力は低下しています。
- アンケート調査結果では、地域の助け合いのできることに、してほしいことの要望（「災害時の手助け」、「安否確認の見守り・声かけ」）は同じであることがうかがえます。両者のニーズを地域の中でどのようにつなげていくかが、地域の交流や地域福祉活動の促進に向けて重要な課題といえます。
また、約半数の人は福祉に関するボランティア活動意向として、積極的であることから、今後、町民と活動団体との接点を増やしていくことが、活動促進への契機となることが考えられます。
- これらのことから、町が地域における多様な主体の活動を支援し、住民、地域団体、地域事業者等が中心となって、主体的に地域の課題を把握し、解決する体制づくりを強化していくことが求められています。



《施策の方向性》

- ・ 近所同士であいさつを交わし、支え合いや相談が互いに気軽にできる地域を目指します。
- ・ 自治会、子ども会、ボランティア活動等、地域の活動が活発に行われ、多世代の交流が積極的な地域を目指します。
- ・ 医療・介護・福祉を始めとするさまざまな分野の、多様な機関が連携し、支援を必要とする人をみんなで支える地域を目指します。

地域で取組の検討

- ◆ 日常の中で、ちょっとした手助けを積極的にしましょう。
- ◆ 障がいのある人や高齢者、認知症の人、子育て中の人等、誰もが安心して暮らすことができるよう、できる手助けをしましょう。
- ◆ 自治会活動や子ども会活動、ボランティア活動等、地域の様々な活動に関心をもち、参加してみましょう。

町の主な取組

①【地域活動・ボランティア活動の活性化】

(主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課)

地域福祉の中核的な役割を担う自治会や民生委員・児童委員*等の活動を支援します。

また、地域の様々な福祉課題の解決のため、町、社会福祉協議会のボランティアセンター、地域包括支援センター*等が連携し、地域ボランティアの積極的な活用を図ります。

そして、町民と活動団体との接点を増やし、活動への参加が促進されるよう、地域で活躍するボランティアに関する情報の提供を充実化していくとともに、地域での活動のきっかけづくりとなるような、世代を超えて気軽に集うことができる居場所や仕組みの創出について検討していきます。

②【福祉ネットワークの充実】

(主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課)

複合的な課題への対応や、必要な支援につながらっていない人へのアウトリーチのため、庁内の横断的な体制、および地域の多様な主体との連携・協働体制を強化します。

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

○町内の福祉団体の育成・強化に努めます

○ボランティアセンターを運営し、登録ボランティア団体の活動を支援します。

また、ボランティアコーディネート機能を充実し、活動したい人と、ボランティアを必要としている施設、団体等との結び付けを行います。

さらに、活動の場の提供に向けて、社会福祉施設に対するボランティアの受け入れ理解を促進します。

○日常生活で何らかの手助けや介助が必要な高齢者に対し、地域住民が有償で家事援助等のサービスを提供する事業を展開します。

○社会福祉法人*の公益活動として、地域貢献活動を推進します。

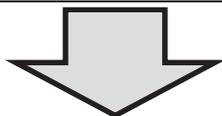
○社会福祉協議会を中心に、町内にある社会福祉法人*のネットワーク連絡会を開催し、公益的な取組に向けた事業の実施に向けた検討を行います。

基本目標3 すべての人に適切な支援が行き届く 福祉の仕組みづくり

第1節 福祉サービスを適切に利用できる体制の構築

《現状と課題》

- 福祉や介護等に関する法律や制度、サービスの内容は細分化・複雑化しており、支援を必要としている人に必要なサービスや支援が利用できるよう、きめ細やかな情報提供や相談支援が求められています。
- 全国的に、障がいのある人の高齢化、障がいのある人や高齢者の生活困窮等のような複合的な課題が増加しています。他方で、介護する家族に注目すると、障がいのある人の家族の高齢化、ダブルケア*、ヤングケアラー*等の問題が顕在化しています。このような介護される側、介護する側の両方の課題が組み合わさるケースも少なくなく、支援が必要な人の生活課題の多様化、複雑化が進んでいます。
- 令和2年4月には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大にともない、緊急事態宣言が発令され、対面での支援や、サービスが制限されたこと等から、従来の福祉の在り方にも大きな影響が出ています。
- これらのことから、従来の高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのサービスの提供体制や質を引き続き向上させつつ、町等の行政機関を中心に、複合的な課題や、新たな福祉の課題に対応する包括的な支援体制の構築を検討していくことが求められています。



《施策の方向性》

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、必要とする人へ福祉サービスに関する情報が届く地域を目指します。
- ・必要な福祉サービスを適切に利用できる地域を目指します。
- ・福祉サービスについて、気軽に相談できる地域を目指します。
- ・高齢者、障がいのある人、子育て支援等、さまざまな分野で質の高い福祉サービスが受けられる地域を目指します。

地域で取組の検討

- ◆普段から、必要な情報を入手するよう努めましょう。
- ◆家族やご近所で、福祉サービスに関する情報を共有しましょう。
- ◆身近に困っている人がいたら、町や関係機関に相談することを勧めましょう。

町の主な取組

①【福祉サービスに関する情報提供・相談体制の充実】

（主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課）

町広報誌、ホームページ、パンフレット等を通じ、誰もが入手しやすい形で福祉の情報を提供します。また、SNSの活用等のIT化を視野に入れ、住民にとって必要な情報を速やかに発信できる体制を、庁内関係課と連携しながら検討します。

町の窓口等による個別相談を実施するとともに、社会福祉協議会内における福祉に関する総合的な相談窓口の利用を促進します。

②【福祉サービスの質の維持・向上】

（主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課）

東京都等と連携しながら、福祉サービス事業者の町内への参入を支援・促進し、サービス提供の基盤を整備するとともに、すでにサービスを提供している事業所に対しては監査等を実施し、適切な提供体制が維持されているかを確認します。

さらに、サービス提供事業者の資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励するとともに、事業者からの相談、苦情に対しては、問題の解決に向けての支援を行います。

また、東京都や社会福祉協議会、サービス提供事業所等と連携し、福祉の現場における業務改善・負担の軽減を図るため、情報通信技術（ICT*）の導入等による現場革新や、福祉に関する人的基盤を確保するための取組について検討していきます。

③【重層的な支援体制の構築に向けた検討】

（主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課）

地域住民の複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりに向けて、既存の事業や地域の活動を活かしながら、本人や世帯の属性に関わらず受けとめる相談支援や、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応、多世代交流や多様な活躍の場を確保するような地域づくりの体制構築を検討していきます。

（参考）社会福祉協議会の主な取組

- 様々な福祉サービスを提供する主体として、サービスの質の向上に努めます。
- 福祉情報や福祉サービスについて、社協だよりやホームページ、パンフレット等を通じて周知を行います。また、福祉に関する総合的な相談支援を行います。
- 社会福祉協議会を中心に、町内にある社会福祉法人*のネットワーク連絡会を開催し、各法人の活動状況等について情報交換を行います。

第2節 セーフティネットの充実

《現状と課題》

- 近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。こうした状況のなか、生活困窮者自立支援法が制定されたことを受け、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化していくことが求められています。
- 従来の福祉行政の中で、自殺は長らく「個人の問題」とされてきました。しかし、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、「社会の問題」として、総合的に推進する動きがみられはじめました。令和2年に本町においても、「いのち支える日の出町自殺対策計画」を策定したことから、ひとりで課題を抱えている人のサインを地域で気づき、分野横断的に自殺対策に取り組んでいくことが不可欠です。
- 全国的に、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。国では、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことから、本町においても、同法の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、犯罪をした人が再び地域の一員として活躍できるための支援体制を検討していく必要があります。



《施策の方向性》

- ・生活に困っている人が、安心して自立に向けた生活基盤づくりに取り組める地域を目指します。
- ・誰もが自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指します。
- ・人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び地域の一員として活躍することのできる地域を目指します。

地域で取組の検討

- ◆地域で困っている人の把握に努めましょう。
- ◆生活の中で悩みごとや心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談しましょう。また、身近で生活に困っている人や、悩みごとを抱えている人を見かけたら、相談にのったり、適切な相談機関につなぎましょう。
- ◆高齢者、障がいのある人、若者、子育て中の人、犯罪をした人等、様々な背景の人に差別や偏見を持たず、国の制度を理解しながら、積極的な雇用に努めましょう。

町の主な取組

①【生活困窮者の自立支援】

（主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課・まちづくり課）

西多摩福祉事務所等と連携し、自立に向けた相談支援・就労支援へつなぎます。

また、事業所等と連携した雇用促進や、家賃低廉化住宅の紹介等により、高齢者、障がいのある人、犯罪をした人等の安定した生活の支援を行います。

②【自殺防止の推進】

（主な担当課：いきいき健康課）

「いのち支える日の出町自殺対策計画」に基づきながら、地域における支え合いネットワークの強化・構築や、ゲートキーパー*等の自殺対策を支える人材の育成、住民に対するこころの健康に関する啓発・相談窓口の周知、生きがいづくりをはじめとする生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を充実していきます。

③【再犯防止の推進（日の出町再犯防止推進計画）】

（主な担当課：子育て福祉課・町民課）

「社会を明るくする運動」等を通じ、住民や地域の事業所等に対し、犯罪をした人等の立ち直りを支えることの重要性の理解を促進するための啓発を行います。

また、西多摩地区保護司*会日の出分区等と連携し、犯罪をした人等の立ち直りを支える民間ボランティア活動の周知や、その活動を支援します。

（参考）社会福祉協議会の主な取組

- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、離職者世帯等に対し、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行います。
- 習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行うことにより、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちが高校や大学への進学を目指し、受験に挑戦することを支援します。

第3節 権利擁護の推進

《現状と課題》

- 人権は、人間の尊厳に基づいて、全ての人生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできないものです。しかし、立場の異なる人への人権の侵害や、差別、暴力、虐待は依然として社会問題であり続けています。
- 認知症、知的障がい、精神障がい等により財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。
- これらのことから、誰もが地域で幸福な生活を営むために、人権・権利意識の普及啓発や、虐待防止施策の推進、意思決定等の支援に取り組む必要があります。



《施策の方向性》

- ・全ての人々の権利と利益が守られ、幸福な生活を営むことができる地域を目指します。
- ・一人ひとりが、お互いを尊重し合える地域を目指します。
- ・あらゆる権利侵害や虐待を地域ぐるみで防止する地域をめざします。

地域で取組の検討

- ◆一人ひとりが人権についての理解を深め、お互いを認め合いましょう。
- ◆人権を尊重し、全ての人々が暮らしやすい地域や働きやすい職場環境を目指しましょう。
- ◆虐待が疑われるケースを見たり聞いたりしたら、相談機関に連絡しましょう。
- ◆権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用できるよう心がけましょう。

町の主な取組

①【人権施策の推進】

(主な担当課：町民課)

町広報誌、パンフレット等により人権に関する啓発を行います。

また、総合相談を通じて、人権擁護委員・行政相談委員・弁護士・消費生活相談員による個別相談にも対応します。

②【男女共同参画の推進】

(主な担当課：企画財政課)

町広報誌、パンフレット等により男女共同参画に関する啓発を行います。

また、男女共同参画事業に伴う講演会等を通し、男女共同参画に関する取組や活動等を広く周知します。

③【権利擁護体制の充実】

(主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課)

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分ではない方に対し、財産管理や身上監護を行う成年後見制度、適切な福祉サービスを利用するための援助や日常生活費の範囲内における金銭管理の支援を行う地域福祉権利擁護事業の周知を行い、その利用を促進します。

また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合は、町長が成年後見人等の選任の申立てを行います。

加えて、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な人に対し、成年後見人等に対する報酬費用を助成する制度の整備や、広報・相談・利用促進・後見人支援等の機能を担う中核機関の整備に努めます。

④【虐待防止の充実】

(主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課)

子どもや女性、高齢者、障がいのある人等に対する虐待予防と防止のため、民生委員・児童委員*、自治会、老人クラブ、学校、保健所、子ども家庭支援センター*、地域包括支援センター*、介護・福祉サービス事業者、医師・弁護士等専門家等との連携・協力のもとに、「早期発見」「サービス介入」「専門支援介入」からなる三層のネットワークを形成し、虐待防止対策の充実を図ります。

また、子育て福祉課の障害者虐待防止センターとしての機能の強化と周知に努めます。

(参考) 社会福祉協議会の主な取組

- ・成年後見センターひのでを運営し、成年後見制度の利用促進・相談支援を行います。
- ・地域福祉権利擁護事業を実施します。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進

地域福祉は、地域に関わる全ての人々が主体となって推進していくことが重要です。そのため、本計画については広報誌や公式ホームページを通じて広く浸透を図ります。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、地域福祉を担う団体である、民生委員・児童委員*協議会、日の出町自治会長連合会、NPO*、ボランティア団体等との協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。

さらに、地域住民の抱える多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

【社会福祉協議会の役割】

社会福祉協議会は、社会福祉法*において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を策定・改定し、地域の特性に合わせた地域福祉を推進しています。

本計画と日の出町社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための両輪であり、相互補完のある計画です。そのため、行政と協働して本計画の推進を図るとともに、大きな役割を担うことが期待されています。

社会福祉協議会は、地域福祉推進に向けた環境づくりや自ら直接サービスを提供する役割だけでなく、町民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政との連携を図りつつ、地域福祉推進の中心的な存在であり、コーディネーターとしての機能も求められます。

また、町民の視点に立って、地域における多様なニーズを拾い上げ、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

第2節 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、町と社会福祉協議会との情報交換を定期的に行い、両者の情報を共有します。同時に、関連計画を策定している関係部局とも連携を図りながら、進捗状況の確認と評価を行います。

なお、計画の改定にあたっては、令和6年度までに住民アンケート調査等を用いて、新たな地域課題を把握するとともに、最終年度である令和7年度には次期計画の策定委員会を通じて、本計画の点検を行います。

また、本計画は、総合計画における福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、他の福祉計画における上位計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の推進が効果的に展開されるよう整合を図ります。

資料編

(1) 日の出町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、日の出町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、日の出町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 地域福祉について見識を有する者
- (2) 医療又は福祉関係施設等の代表
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画策定までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員を委嘱又は任命後の最初の委員会は、町長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または、必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、子育て福祉課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 日の出町地域福祉計画策定委員名簿

氏名	団体	備考
◎古山 喜一郎	社会福祉法人 芳洋会 特別養護老人ホーム ひのでホーム 前理事長	高 齢
竹原 伸	医療法人財団 利定会 大久野病院 事務局長	高 齢
木住野 芳男	日の出町悠友クラブ連合会 会長	高 齢
金森 通子	特定非営利法人 日の出もみの木 理事長	障 害
○沖 紀子	日の出町手をつなぐ親の会 会長	障 害
山本 健明	日の出町地域自立支援協議会 会長	障 害
橋本 絹代	日の出町子ども・子育て会議 会長	児 童
高野 泰弘	日の出町保育園長会 会長	児 童
古山 博大	日の出町民生委員・児童委員協議会 会長	福祉関係団体
神田 芳男	日の出町社会福祉協議会 会長	福祉関係団体

◎：会長 ○：副会長

※敬称略

(3) 策定経過

年月	事項	主な内容
令和2年7月31日～ 8月16日	地域福祉に関するアンケート調査	・計画策定に向けた町民1,000人に対するアンケート調査の実施
令和2年10月22日	第1回日の出町地域福祉計画策定委員会	・地域福祉に関するアンケート調査の結果の報告 ・日の出町地域福祉計画策定について
令和2年12月22日	第2回日の出町地域福祉計画策定委員会	・計画素案について
令和3年1月18日～ 2月1日	パブリックコメント	・計画素案に対する町民意見の公募
令和3年2月15日	第3回日の出町地域福祉計画策定委員会（書面開催）	・パブリックコメント結果について ・計画案について

(4) 用語集

【あ行】

・ICT（アイシーティー）

Information & Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。

・NPO（エヌピーオー）

利潤を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織のこと。特定非営利活動促進法（NPO 法）による認証を受け、法人格を得た団体を NPO 法人（特定非営利法人）と呼びます。

【か行】

・ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

・子ども家庭支援センター

0～18 歳未満の子どもとその家庭に関する相談を訪問・来所や電話で受けているほか、相談員が町内の保育所を巡回して、児童の成長を保育士や家族と連携して支援しており、また要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、児童虐待の予防・早期発見を行う等の取り組みを実施しています。

【さ行】

・社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。本計画は、社会福祉第 107 条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。

【参考 社会福祉法 第 107 条抜粋】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業^{※1}を実施する場合には、同項各号に掲げる事業^{※2}に関する事項

※1 前条第一項各号に掲げる事業：地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する事業。

※2 前項各号に掲げる事業：地域福祉活動への参加、地域生活課題の相談及び解決のための支援の体制整備に係る事業。

- **社会福祉法人**

社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。その高い公益性にかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による地域貢献活動を行う責務が課されています。

- **ソーシャルインクルージョン**

社会的包摂ともいい、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う理念のこと。

【た行】

- **ダブルケア**

子育てと老後の介護を同時期に行うこと。晩婚化や出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化等により、ダブルケアに直面するケースが増加傾向にあります。

- **地域包括ケアシステム・地域包括支援センター**

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・（介護状態の）予防・日常生活の支援が一体的に提供される体制のこと。この地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関として地域包括支援センターがあり、総合相談・支援や権利擁護事業、介護予防ケアマネジメントの作成、ケアマネジメントの後方支援等を行っています。

【は行】

- **避難行動要支援者・避難行動要支援者名簿**

高齢者、障がい者等の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、迅速な避難をするために支援を必要とする人のこと。

町では、安否確認・避難支援に向けて、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

- **フレイル**

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態です。適切な介入・支援を行うことで、生活機能の維持向上が可能です。

- **保護司**

法務大臣から委嘱を受けた非常勤国家公務員で、犯罪や非行をした人の社会復帰のサポートや、更生に関する啓発活動や、犯罪予防活動を行っています。

【ま行】

• 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

【や行】

• ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている 18 歳未満の子どものこと。

• ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の差異を問わずに利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）のこと。

日の出町地域福祉計画

発 行 令和3年3月 日の出町

企画・編集 日の出町子育て福祉課

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

TEL : (042) 597-0511 (代)

FAX : (042) 597-4369